



米子市

地域“つながる”福祉プラン

（米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画）

令和2年～令和6年度
（2020～2024）

令和2年3月
米子市
米子市社会福祉協議会

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 地域福祉の推進に向けて	2
3 社会福祉協議会とは	2
4 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について	3
5 主な国の動き	4
6 他の計画との関係	9
7 計画期間	10
8 計画策定の体制	11
第2章 米子市の現状と課題	12
1 各種統計データから見た米子市の現状	12
2 各種調査結果	22
3 米子市の課題（まとめ）	31
第3章 米子市が目指す地域福祉の姿	33
1 基本理念	33
2 基本目標	33
3 各福祉分野の方向性	34
4 目標を達成するために目指す体制	36
5 計画の体系	40
第4章 目標達成のための具体的な取組	41
基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり	42
（1）地域を支える住民活動・団体活動の促進	42
（2）官民協働・福祉以外の分野との協働	44
（3）地域福祉・住民交流の拠点の整備	46
（4）災害に備えた支え合い体制の構築	48
（5）自死に追い込まれない社会づくり	50
（6）地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり	52
（7）誰もが活躍できる環境の整備	54
基本目標2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進	57
（1）総合的な相談支援体制の整備 【重点項目】	57
（2）分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供	59
（3）適切で利用しやすい福祉サービスの提供	61
（4）虐待やDVから守るための支援	63
（5）権利擁護の推進	65
（6）心身の健康づくり・健康寿命の延伸	67
（7）居住・就労・移動手段の確保支援	69
基本目標3 未来へつながる人づくり	71

(1) 地域の人材発掘・育成	71
(2) 福祉従事者の確保・育成	73
(3) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進	75
第5章 計画の推進に向けて	77
1 計画の推進体制	77
2 PDCAサイクルによる進行管理	78
資料編	79
1 計画策定の経過	79
2 各種調査の概要とまとめ	82
(1) 地域福祉活動者へのアンケート調査結果	82
(2) 地域懇談会で出た主な意見	105
(3) 福祉関連団体等へのインタビュー調査で出た主な意見	136
(4) 地域福祉ワークショップで出された意見	145
3 計画策定委員会の概要	156
4 用語集	159

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会の到来に加えて、市民のライフスタイルの多様化や個人主義的傾向が強まる中で、地域福祉活動の担い手不足や自治会等の住民団体の組織力の低下が顕著となっており、地域を中心とした住民同士の支え合いの機能は徐々に弱まってきています。また、核家族化や単身世帯の増加に伴い、子育てや介護に不安を抱える人も増えています。

このような地域の状況を背景に、引きこもりなど、地域の中で孤立して支援が行き届かない世帯の問題や、貧困、虐待、ドメスティックバイオレンス（DV）¹等、対応が遅れることで取り返しのつかない事態となってしまう問題、様々な要因が絡み合っ
て問題が複雑化し、既存の福祉制度だけでは解決が難しい問題などへの対応が課題となっています。

これらの課題を乗り越え、誰もが住み慣れた地域で、年齢や障がいの有無等に関わらず、尊厳を持ちながら安心して暮らしていくことができる社会にするためには、福祉制度の「縦割り²」の構造や「支え手」と「受け手」、「官」と「民」という関係性を越えて、一人ひとりの市民、住民組織、福祉関連団体、企業等の地域に関わる様々な主体と、米子市及び米子市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）が連携・協働しながら、地域課題の解決のために、それぞれが活躍することができる仕組みを構築していく必要があります。

また、米子市と市社協はこれまでに、地域福祉の推進を目指して、互いに連携を図りながら、米子市が行政計画である「地域福祉計画」を、市社協が民間の自主的な行動計画である「地域福祉活動計画」をそれぞれ独自に策定し、様々な施策に取り組んできましたが、これからは、両者がより一層連携を強化し、官民協働により、効率的・効果的な取組を行っていかねばなりません。

このような考え方から、両計画を統合した一体的な計画として、新たに「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を米子市と市社協が共同で策定し、多様な主体が協働するための地域の基盤づくりと、地域福祉推進のための具体的実践について、計画的に取り組んでいくこととします。

¹ ドメスティックバイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力

² 縦割り：制度や分野ごとに組織の管轄が分かれ、上下（縦）の関係を中心に組織が運営されることにより、多分野との連携が図られないこと。

2 地域福祉の推進に向けて

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての住民が住み慣れた地域の中で、人権が尊重され、安心して暮らすことができるよう、制度やサービスの充実とともに、地域の住民同士で支え合う社会をつくっていくことです。

本市では、様々な地域福祉活動が行われており、代表的なものとして、高齢者の交流の場づくりである「ふれあい・いきいきサロン活動³」や高齢者の見守り活動、子どもの登下校の見守り活動などがあります。また、最近では、事業者やボランティア団体などが地域住民と協力して行う「子ども食堂⁴」や子どもの学習支援などの取組も広がっています。

(2) 地域共生社会の実現

地域福祉を推進するにあたり、今まで高齢者に限定されていた「地域包括ケアシステム⁵」をより深化させ、高齢者だけでなく、障がい者や子どもなどすべての人が役割を持ち、地域の中でいきいきと活躍できる「地域共生社会」の実現を視野に入れた取組を進めていくことが重要です。

【地域共生社会】

「子ども・高齢者・障害者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」（ニッポン一億総活躍プラン）

3 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条に基づき設置された「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」であり、営利を目的としない民間組織です。

市社協は、地域住民のほか、民生委員・児童委員⁶、ボランティア、社会福祉法人、福祉施設等の福祉関連事業者、保健、医療、教育など関係機関の参加や協力のもと、すべての人が住み慣れた地域で安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目指して、生活上の困難を抱えている人に対する福祉サービスの提供や相談援助、資金の貸付などの個別支援を行うとともに、地域の支え合い活動の支援に取り組んでいます。

3 ふれあい・いきいきサロン活動：高齢者が公民館等に集まって、高齢者同士の交流を通して生きがいづくりや社会参加をすすめ、地域で元気に暮らせることを目的とした活動

4 子ども食堂：子どもに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らん、居場所を提供する取組。子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。

5 地域包括ケアシステム：団塊世代（昭和 22 年から 24 年生まれの人口ボリューム層）が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

6 民生委員・児童委員：民生委員法及び児童福祉法で定められ、厚生労働大臣に委嘱されたボランティア。すべての民生委員は児童委員を兼ねる。一定の担当地区を受け持ち、地域や関係する機関との連携をとりながら、高齢者の介護、子育て、健康・医療などに関する相談に応じ、必要な援助を行う。

4 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」について

(1) 地域福祉計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条及び第108条に基づき策定される行政計画で、「市町村地域福祉計画」と「都道府県地域福祉支援計画」があります。

「市町村地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」といいます。）は、地域福祉推進の主体である地域住民や住民組織、関係団体等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となるサービスの内容や量、体制等を検討し、計画的に整備していくことを目的として策定するものです。

平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされ、さらに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、福祉分野の「上位計画」として位置付けられました。

米子市では、平成18年度に第1期計画を策定後、平成21年度に第2期、平成24年度に第3期、平成28年度に第4期計画を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

(2) 地域福祉活動計画

「地域福祉活動計画」は、市町村社会福祉協議会が中心となり、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が相互に協力し、地域福祉の推進を図ることを目的として策定する民間の活動・行動計画です。行政計画である「地域福祉計画」と理念や内容の一部を共有するなど、相互に連携を図りながら策定されます。

市社協では、平成8年度に第1次計画を策定した後、平成13年度に第2次、平成18年度に第3次、平成23年度に第4次、平成28年度に第5次計画を策定し、住民、民間団体、市社協の協働による地域福祉実践に取り組んできました。

(3) 一体的な計画策定について

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の両計画は、それぞれがバランスを取りながら連携し、地域福祉を推進する上でどちらも欠かすことができない、いわば車の両輪のような関係といえます。そこで、計画の理念や目的を共有して、施策や活動のより効率的・効果的な実施を目指して、米子市と市社協が協力して、両計画の一体的な策定を行います。

5 主な国の動き

(1) 最近の動向

「地域共生社会」の実現に向けた最近の国の動向は以下のとおりです。

平成 27 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」の公表 厚生労働省は、多様化・複雑化した地域課題に対応するため、4つの改革の方向性を示しました。 ①包括的な相談体制システム ②高齢・障害・児童等への総合的な支援の提供 ③効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上 ④総合的な人材の育成・確保
平成 28 年 6 月	「地域共生社会」の実現を提唱 閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されました。
平成 28 年 7 月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置 「地域共生社会」の実現に向けた具体策の検討が開始されました。
平成 28 年 10 月	「地域力強化検討会」を設置 地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方についての検討が開始されました。
平成 29 年 6 月	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律公布 社会福祉法の一部改正が行われました。
平成 29 年 9 月	地域力強化検討会「最終とりまとめ」を公表 地域共生社会の実現に向けて目指す方向性が示されました。 ○それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦〈共生文化〉 ○すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ〈参加・協働〉 ○重層的なセーフティネットの構築〈予防的福祉の推進〉 ○包括的な支援体制の整備〈包括的支援体制〉 ○福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」・「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造〈多様な場の創造〉
平成 30 年 4 月	改正社会福祉法施行
令和元年 5 月	「地域共生社会推進検討会」を設置 次期社会福祉法改正に向けた市町村における包括的な支援体制の整備の在り方や、社会保障・生活支援において今後強化すべき機能についての検討が開始されました。

【地域力強化検討会「最終とりまとめ」の概要】

○それぞれの地域で共生の文化を創出する挑戦〈共生文化〉

社会的孤立や社会的排除をなくし、誰もが役割を持ち、お互いに支えあっていくことができる地域共生社会を創出することは、高い理想であるが、あきらめることなく、それが文化として定着するよう挑戦し続けていくことに価値がある。

○すべての地域の構成員が参加・協働する段階へ〈参加・協働〉

地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員、行政等といった多様な構成員が、それぞれに活動するだけではなく、自らの地域福祉を推進していくために参加・協働することが求められている。それぞれの地域で共生社会の実現に向けて、具体的に連携する「仕組み」と事例に基づく「対話・協議」をしていく過程が大事であり、そのような場をつくることが求められる。

○重層的なセーフティネットの構築〈予防的福祉の推進〉

これからの社会福祉にとって重要な視点は「予防」である。これまでの申請主義による「待ち」の姿勢ではなく、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていくことが大切である。地域の中で重層的なセーフティネットを構築することが必要。

○包括的な支援体制の整備〈包括的支援体制〉

社会的孤立、制度の狭間、サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合うことを目指していく必要がある。

○福祉以外の分野との協働を通じた、「支え手」・「受け手」が固定されない、参加の場、働く場の創造〈多様な場の創造〉

地域の各分野の課題に即して福祉分野から地域づくりについて積極的に提案等をしていくことを通じ、これまで支援の「受け手」であった人が「支え手」に回るような、参加の場や就労の場を地域に見出していく。また、必要に応じてサービス開発やそうした場を創り出していく社会資源開発が必要。

(2) 社会福祉法の改正の概要

「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」や「地域力強化検討会」での検討を経て、改正社会福祉法が平成29年5月に国会で可決・成立し、平成30年4月から施行されました。

改正の概要は以下のとおりです。

ア 地域福祉の推進（第4条第1項）**改正**

「地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会」は、

「与えられる」⇒「確保される」よう努めなければならない。

イ 地域福祉の理念（第4条第2項）**新設**

地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する。

ウ 福祉サービス提供の原則（第 5 条） **改正**

社会福祉を目的とする事業を経営する者が福祉サービスを提供するに当たっては、地域福祉推進に係る取組を行う地域住民等との連携を図るべきである旨追加。

エ 地域福祉推進に関する国・地方公共団体の責務（第 6 条第 2 項） **新設**

国・地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図る施策その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずることを努力義務化。

オ 相談支援を担う事業者の責務（第 106 条の 2） **新設**

相談支援を担う事業者は、必要に応じて適切な支援関係機関につなぐことを努力義務化。

カ 包括的な支援体制の整備（第 106 条の 3） **新設**

以下の事業の実施等により、市町村の包括的な支援体制の整備の推進を努力義務化。

（第 1 号関係）

- ・ 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- ・ 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- ・ 地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備

（第 2 号関係）

- ・ 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備

（第 3 号関係）

- ・ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

キ 市町村地域福祉計画（第 107 条） **改正**

以下の内容を定めるよう規定するとともに、計画の策定を努力義務化。

- ・ 福祉の各分野における共通的な事項（「上位計画」として位置付け）
- ・ 包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項

(参考) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)〈抄〉

※地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成29年法律第52号)による改正後

(地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供の原則)

第5条 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条(略)

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域子育て支援拠点事業等を営む者の責務)

第106条の2 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

- 一 児童福祉法第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第10条の2に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業
- 二 母子保健法(昭和40年法律第141号)第22条第1項に規定する母子健康包括支援センターを営む事業
- 三 介護保険法第115条の45第2項第1号に掲げる事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第3号に掲げる事業
- 五 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業

（包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第2条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

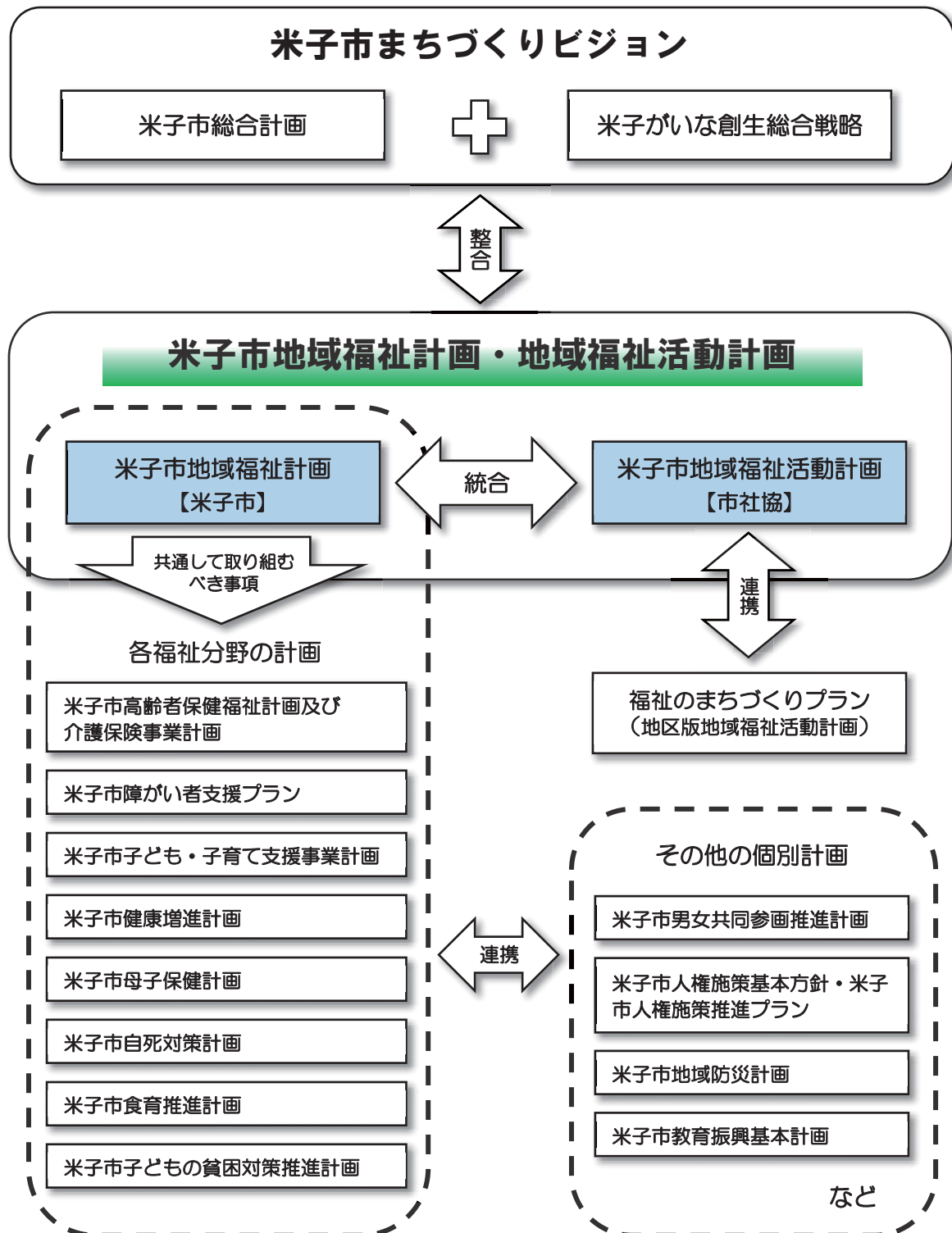
- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

6 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「米子市まちづくりビジョン」に基づく福祉分野の上位計画として、高齢者、障がい者、子ども・子育て、その他の各福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めます。また、その他の様々な分野の行政計画や地域住民主体で、各地区において策定される「福祉のまちづくりプラン」との連携を図ります。



7 計画期間

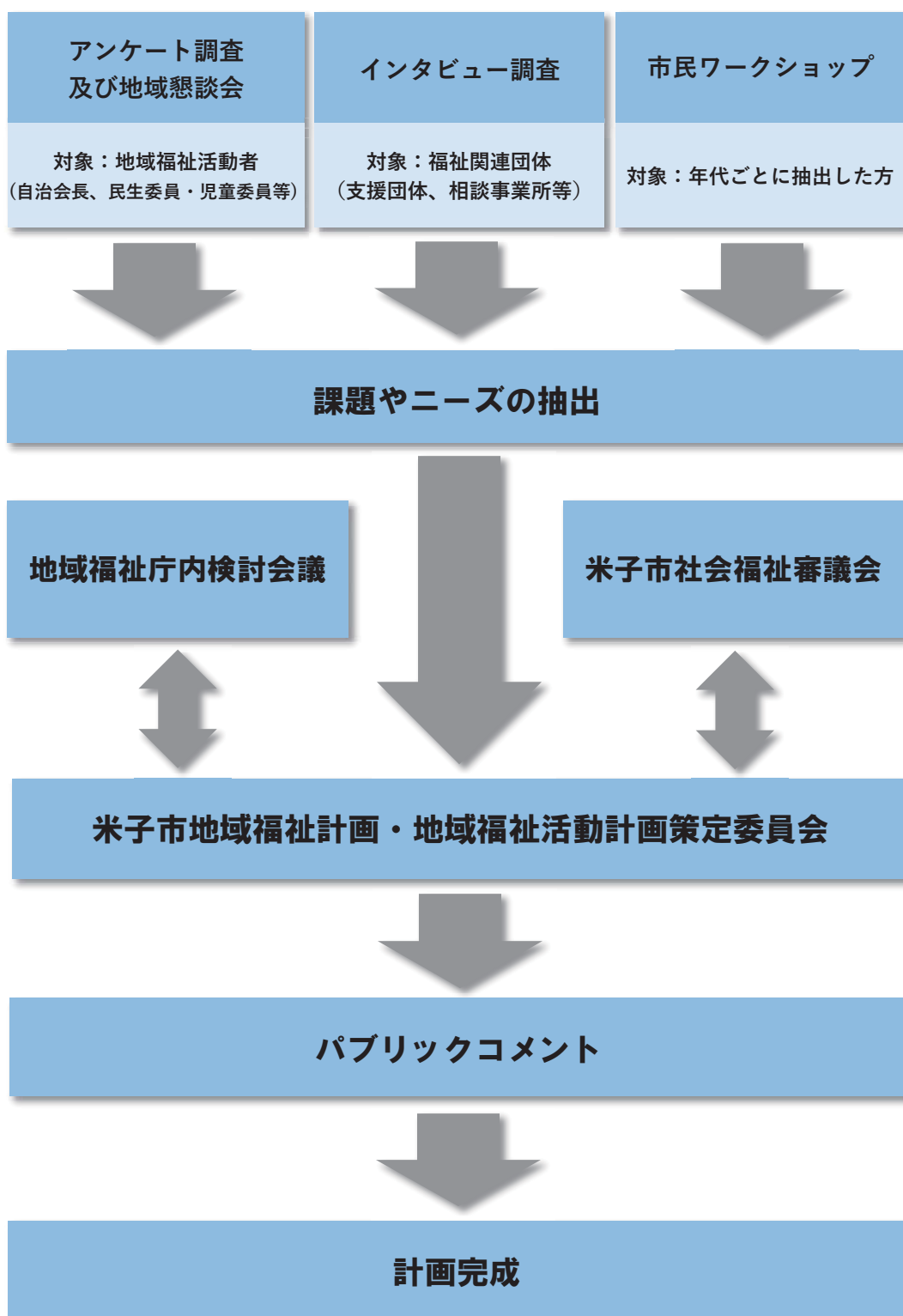
本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間とします。計画期間の初年度である令和2年度は、本計画の前身となる「第4期米子市地域福祉計画」と「第5次米子市地域福祉活動計画」の計画期間中ですが、国の動向や社会福祉法の改正、地域の現状等を総合的に勘案し、両計画の期間満了を待たずに本計画に移行することとします。

今後も、本計画の計画期間中に、関連法の改正や社会情勢の変化等が生じたときは、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
米子市まちづくりビジョン							現行計画				
第4期米子市地域福祉計画			前計画								
第5次米子市地域福祉活動計画			前計画				本計画				
米子市高齢者保健福祉計画 及び介護保険事業計画					現行計画		次期計画				
支援 プラン 米子市障がい者	米子市障がい者計画	現行計画									次期 計画
	米子市障がい福祉計画				現行計画		次期計画				
	米子市障がい児福祉 計画				現行計画		次期計画				
米子市子ども・子育て支援事業 計画							現行計画				
米子市健康増進計画					現行計画				次期計画		
米子市母子保健計画					現行計画				次期計画		
米子市自死対策計画						現行計画				次期 計画	
米子市食育推進計画						現行計画				次期 計画	
米子市子どもの貧困対策推進 計画						現行計画				次期 計画	

8 計画策定の体制

本計画は、地域福祉活動の実践者、福祉関連団体や事業者、そのほか広く市民の参画を得た上で、米子市の関係課や市社協、米子市社会福祉審議会⁷、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会における検討を経て、策定を行いました。



⁷ 米子市社会福祉審議会：市長の諮問に応じ、社会福祉事業に関する基本的な事項について調査審議する機関

第2章 米子市の現状と課題

1 各種統計データから見た米子市の現状

(1) 地区別人口等

本市の人口は、住宅密集地がある市の中央部に集中しています。高齢化率⁸は、南部地域や弓浜地域、淀江地域に高い地区が多いですが、人口が多い市街地の中でも高い地区があります。

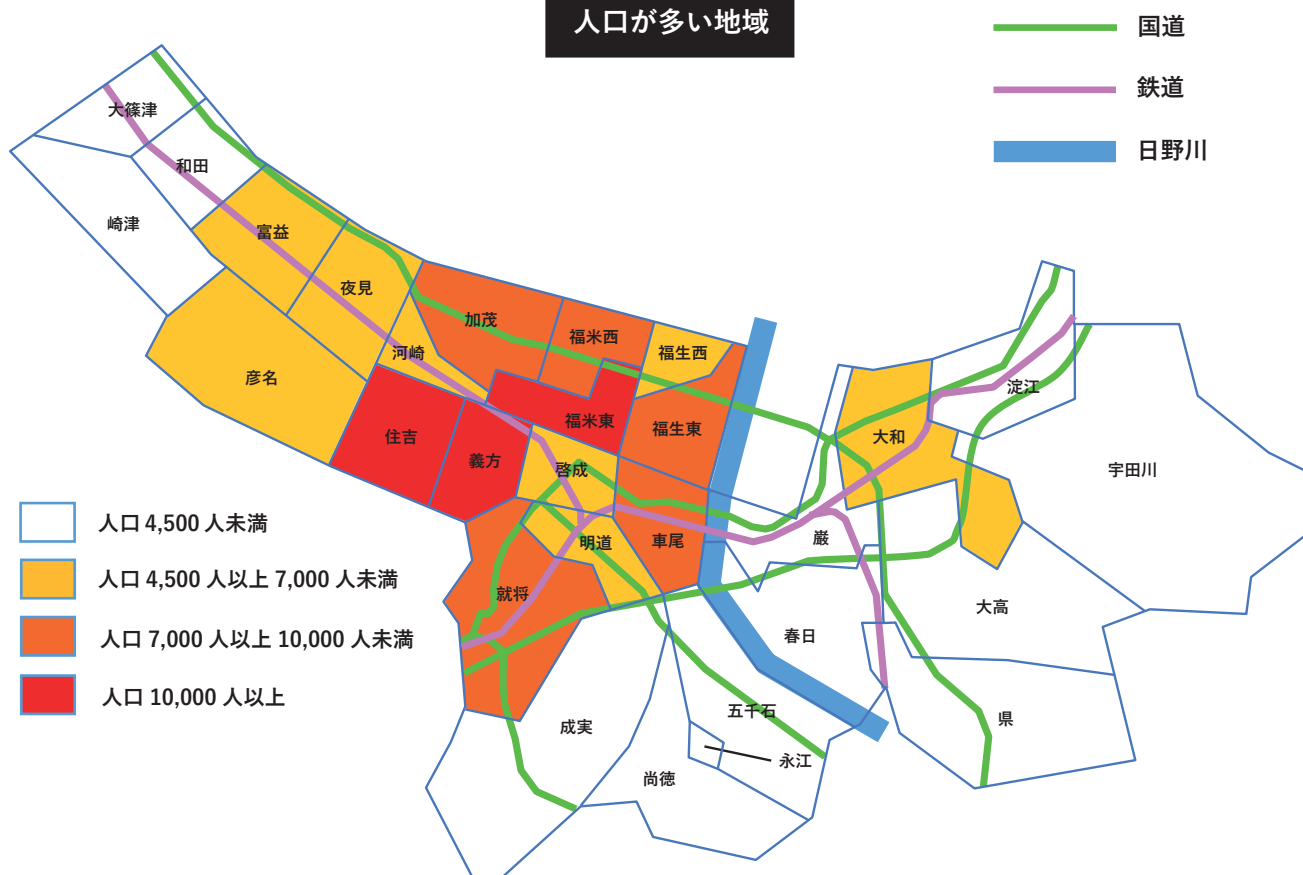
■地区別人口統計

地区	人口	0～5	6～14	0～14	15～64	65以上	うち75以上	高齢化率	世帯数	平均年齢
明道	4,710	250	367	617	2,627	1,466	852	31.1%	2,238	48.41
就将	7,289	355	558	913	4,452	1,924	1,002	26.4%	3,565	45.97
啓成	6,203	270	346	616	3,359	2,228	1,226	35.9%	3,302	50.84
車尾	7,252	575	763	1,338	4,501	1,413	733	19.5%	2,973	40.63
義方	10,166	391	662	1,053	5,770	3,343	1,788	32.9%	5,192	49.80
福生東	8,059	584	812	1,396	4,879	1,784	927	22.1%	3,621	42.29
福生西	4,641	238	364	602	2,676	1,363	711	29.4%	2,453	46.82
福米東	11,100	734	996	1,730	6,999	2,371	1,203	21.4%	5,062	42.82
福米西	8,577	628	933	1,561	5,417	1,599	832	18.6%	3,856	40.38
住吉	11,167	606	968	1,574	6,570	3,023	1,523	27.1%	5,194	45.62
加茂	9,340	627	786	1,413	5,735	2,192	1,159	23.5%	4,400	42.72
河崎	4,686	222	352	574	2,646	1,466	717	31.3%	2,040	47.96
彦名	4,680	224	400	624	2,612	1,444	721	30.9%	1,953	47.38
夜見	4,687	224	345	569	2,633	1,485	730	31.7%	1,984	48.32
富益	5,000	279	394	673	2,894	1,433	659	28.7%	2,028	46.16
崎津	2,906	97	177	274	1,546	1,086	559	37.4%	1,273	51.75
和田	2,493	69	140	209	1,299	985	504	39.5%	1,107	52.66
大篠津	2,013	89	133	222	1,102	689	366	34.2%	862	49.83
成実	4,219	144	281	425	2,188	1,606	821	38.1%	1,879	51.68
尚徳	1,624	57	109	166	834	624	288	38.4%	640	51.52
永江	2,587	69	206	275	1,310	1,002	422	38.7%	1,179	50.51
五千石	3,046	126	221	347	1,659	1,040	550	34.1%	1,221	49.59
巖	3,414	176	307	483	2,018	913	459	26.7%	1,374	45.63
春日	2,156	84	153	237	1,113	806	444	37.4%	868	51.53
大高	3,194	129	224	353	1,822	1,019	476	31.9%	1,290	48.92
県	3,765	182	357	539	2,263	963	416	25.6%	1,428	45.46
淀江	3,755	150	273	423	1,869	1,449	836	38.6%	1,478	51.14
大和	4,593	350	408	758	2,797	1,038	495	22.6%	1,894	43.26
宇田川	1,202	33	102	135	621	460	219	38.3%	402	47.62
全体	人口	0～5	6～14	0～14	15～64	65以上	うち75以上	高齢化率	世帯数	平均年齢
	148,524	7,962	12,137	20,099	86,211	42,214	21,638	28.4%	66,756	47.01

米子市福祉政策課作成 平成30年12月31日時点

8 高齢化率：総人口に占める65歳以上人口の割合

人口が多い地域



高齢化率が高い地域

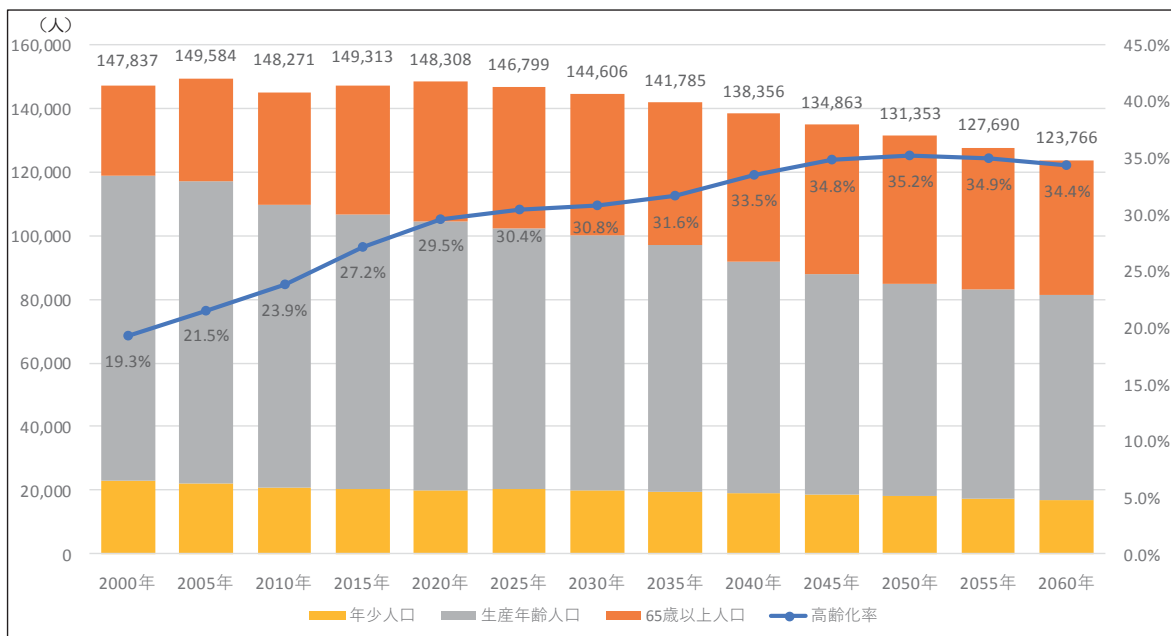


(2) 人口の将来推計

将来の人口推計をみると、本市の人口は今後減少が続いていくことがわかります。年代別にみると、65 歳以上人口は 2045 年頃まで概ね増加していった後、減少に転じますが、年少人口⁹は概ね減少し続け、生産年齢人口¹⁰はさらに大きく減少し続けていくことが予想されます。2050 年頃には、生産年齢人口割合が 51.1%と最も低くなるのに対し、高齢化率は最も高くなり 35.2%に達する見込みです。

■米子市の将来人口推計

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
総人口	147,837	149,584	148,271	149,313	148,308	146,799	144,606	141,785	138,356	134,863	131,353	127,690	123,766
65歳以上人口	28,552	32,139	35,379	40,569	43,818	44,617	44,599	44,833	46,411	46,927	46,281	44,609	42,520
生産年齢人口	95,877	95,197	88,910	86,473	84,379	82,048	79,894	77,442	72,967	69,442	67,101	65,691	64,366
年少人口	22,973	22,067	20,678	20,163	20,111	20,135	20,112	19,510	18,978	18,494	17,971	17,391	16,879
高齢化率	19.3%	21.5%	23.9%	27.2%	29.5%	30.4%	30.8%	31.6%	33.5%	34.8%	35.2%	34.9%	34.4%
生産年齢人口割合	64.9%	63.6%	60.0%	57.9%	56.9%	55.9%	55.2%	54.6%	52.7%	51.5%	51.1%	51.4%	52.0%
年少人口割合	15.5%	14.8%	13.9%	13.5%	13.6%	13.7%	13.9%	13.8%	13.7%	13.7%	13.7%	13.6%	13.6%



出典：2000 年～2015 年は国勢調査 各年の 10 月 1 日時点（総人口は年齢不詳を含む）
2020 年～2060 年は米子市独自推計（米子市まちづくりビジョン）

(3) 人口ピラミッドの推移

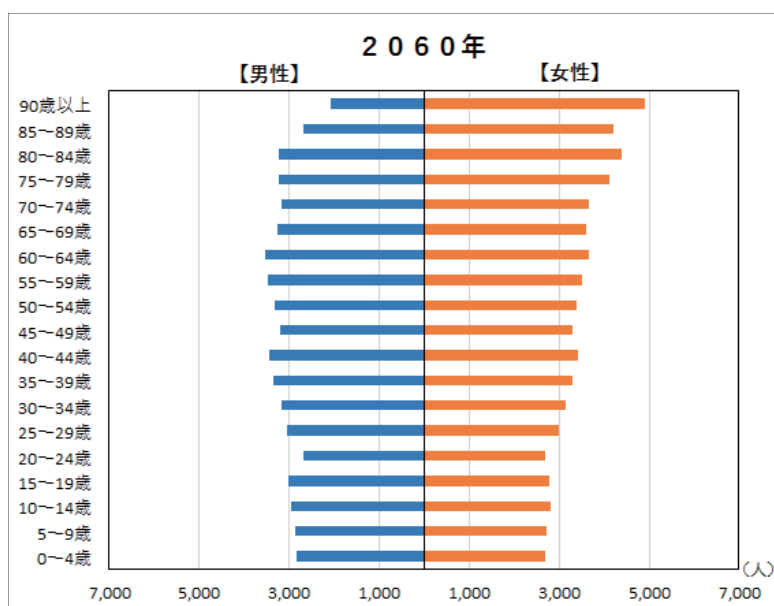
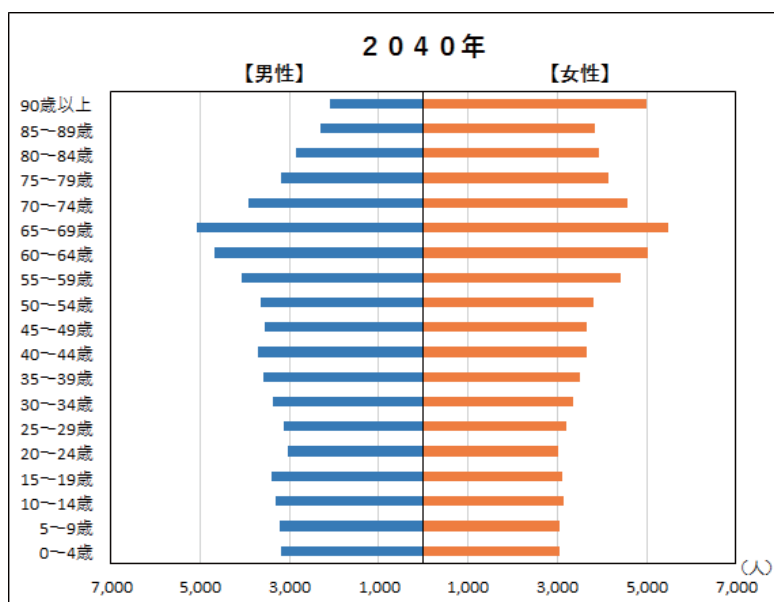
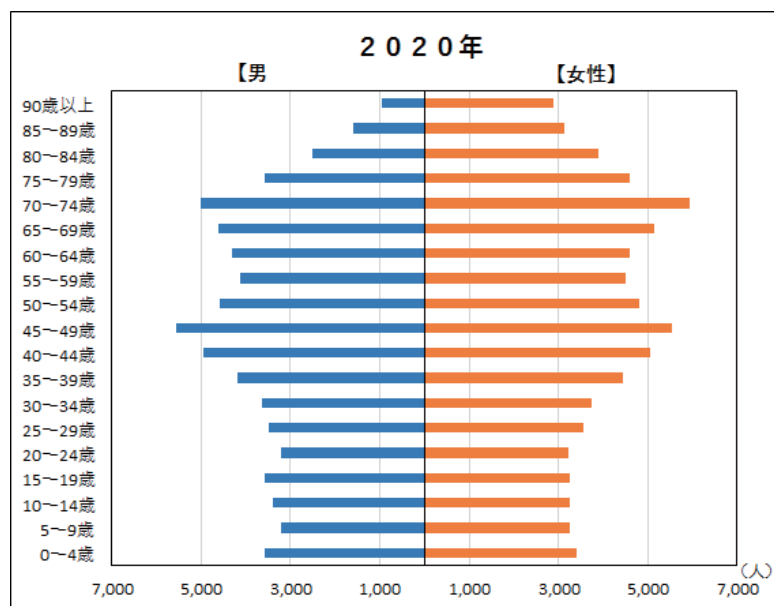
2020 年、2040 年、2060 年と、予測される本市の性別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）をみると、2020 年時点では団塊世代¹¹を含む年齢層である 70～74 歳と、その子どもの世代と考えられる年齢層が男女ともに多く、これらの世代が人口ボリュームを保ちつつ推移していく一方で、生産年齢人口や年少人口は徐々に減少していくことがわかります。

9 年少人口：15 歳未満の人口

10 生産年齢人口：15 歳以上 65 歳未満の人口。労働力の中核として想定される年齢層

11 団塊世代：第一次ベビーブームが起きた時期（昭和 22 年から昭和 24 年の 3 年間）に生まれた世代で、人口ボリュームが突出している年齢層

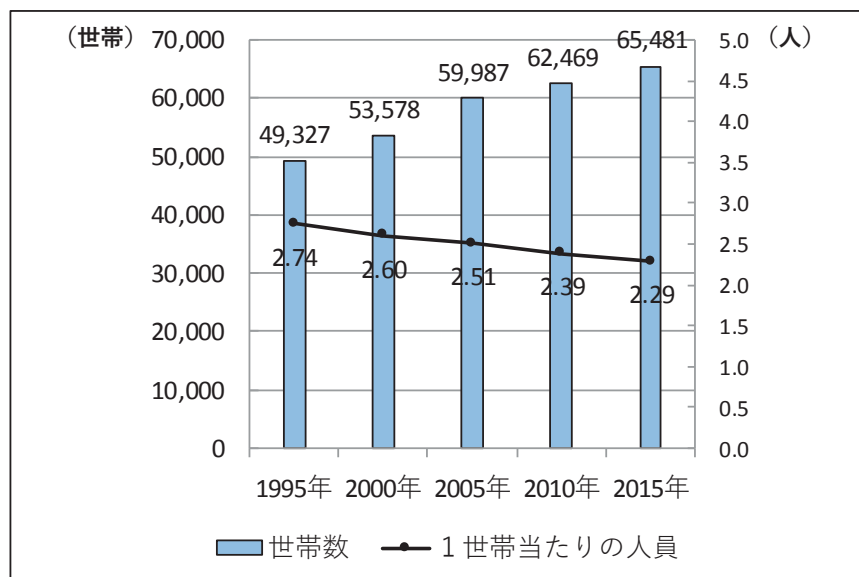
■性別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）



(4) 世帯数と家族構成別世帯数の推移

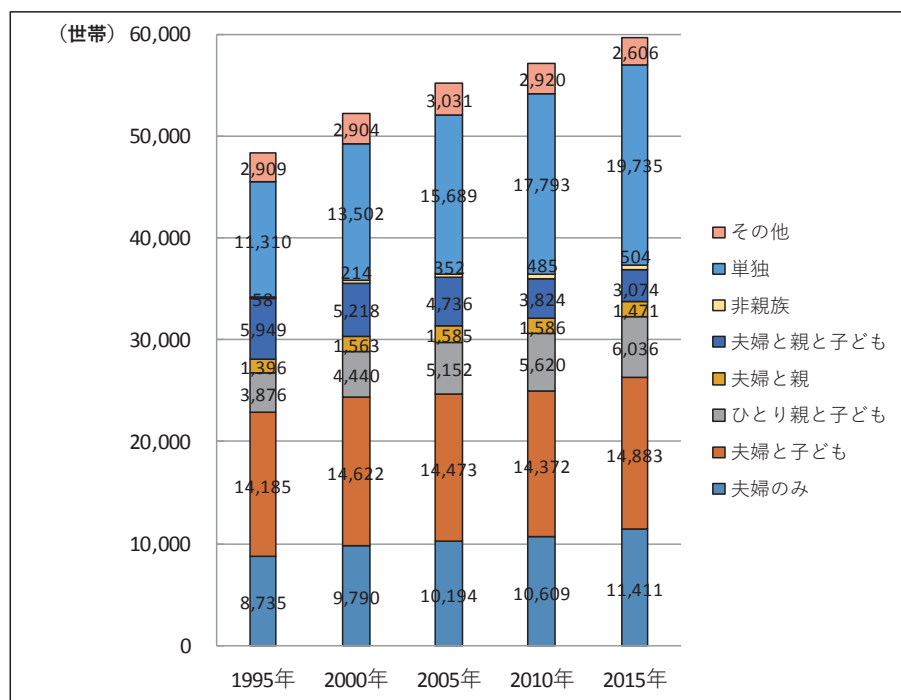
世帯数は1995年から2015年にかけて増加し続けていますが、1世帯当たりの人員は減少し続けています。また、1995年から2015年にかけての世帯の構成比の推移をみると、「夫婦のみ」の世帯は約1.3倍、「ひとり親と子ども」の世帯は約1.6倍、「非親族」の世帯は約8.7倍、「単独」の世帯は約1.7倍に増加し、「夫婦と親と子ども」の世帯は約半数に減少しました。

■世帯数と1世帯当たりの人員の推移



出典：住民基本台帳 1995年から2010年は10月1日時点
2015年は9月30日時点

■家族構成別世帯数の推移

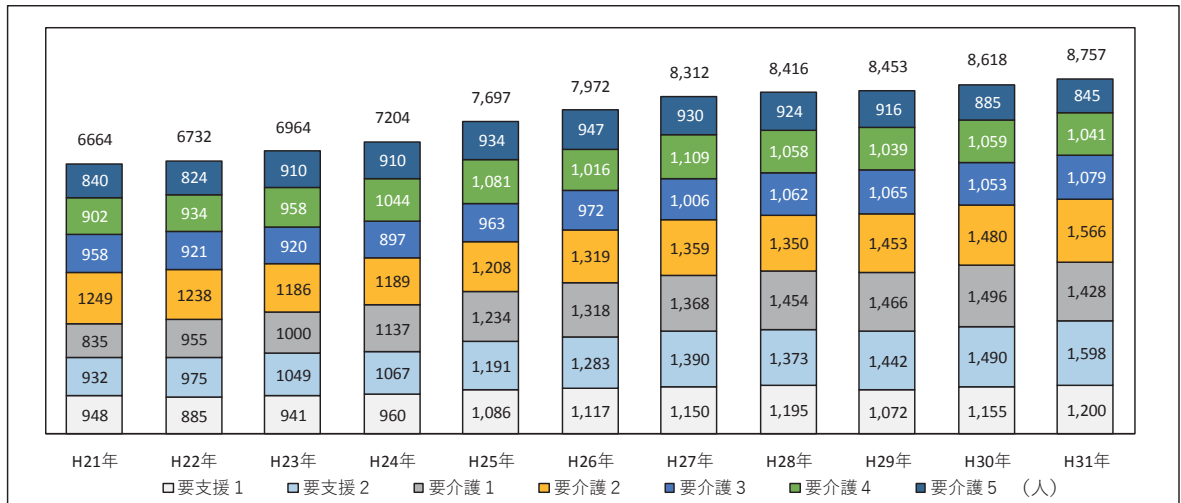


出典：国勢調査 各年10月1日時点

(5) 高齢者の状況

米子市の要介護認定¹²者は年々増加しており、要支援 2 及び要介護 1 の認定者の増加が目立ちます。平成 20 年から平成 30 年の 10 年間で認定者数はそれぞれ要支援 2、要介護 1 がともに約 1.7 倍となりました。

■要介護認定者数の推移



米子市長寿社会課作成 各年 3 月末日時点

要支援 1,2 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の防止により要介護状態となることの予防に資するよう手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態が考えられます

要介護 1 要支援状態から、手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態が考えられます

要介護 2 要介護 1 の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態が考えられます

要介護 3 要介護 2 の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態が考えられます

要介護 4 要介護 3 の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態が考えられます

要介護 5 要介護 4 の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態が考えられます

<参考>

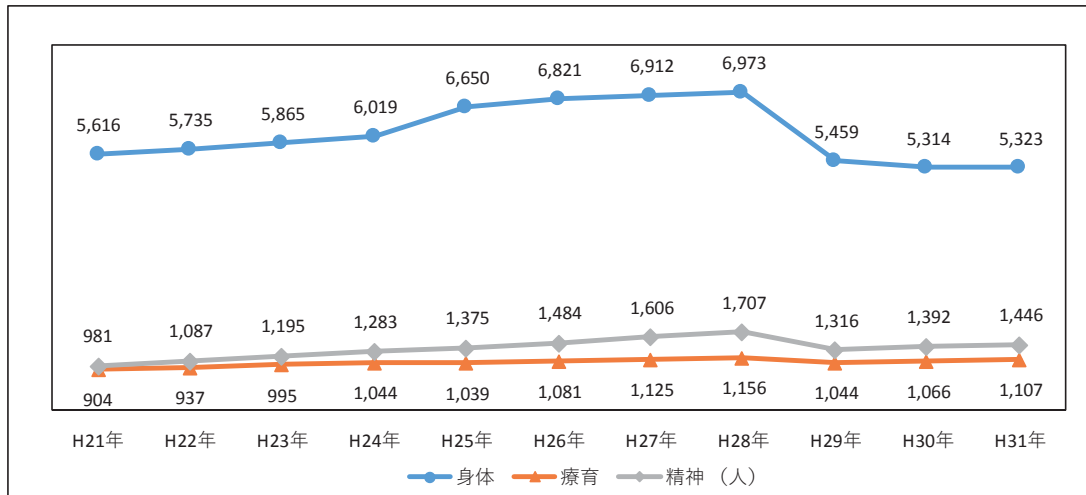
厚生労働省 平成 14 年度の老人保健健康増進等事業より

12 要介護認定：要介護状態や要支援状態にあるかどうか、その中でどの程度かの判定を行うこと。認定区分によって、介護サービスの給付限度額が決められている。

(6) 障がい者の状況

障害者手帳¹³の所持者数は平成 27 年まで緩やかに増加し、その後減少しています。平成 31 年 3 月末時点での手帳所持者の約 68%が身体障がい者となっています。また、身体障がい者のうち最も多いのが肢体不自由者であり約 54%を占めます。精神障がい者のうち最も多いのが 2 級であり、約 77%を占めます。

■障害者手帳所持者数の推移



米子市障がい者支援課作成 各年 3 月 31 日時点

■障がい種類別

身体		療育		精神	
視覚	334	A	338	1 級	164
聴覚平衡機能	412	B	769	2 級	1,114
音声言語機能	67			3 級	168
肢体不自由	2,853				
内部	1,657				
合計	5,323	合計	1,107	合計	1,446

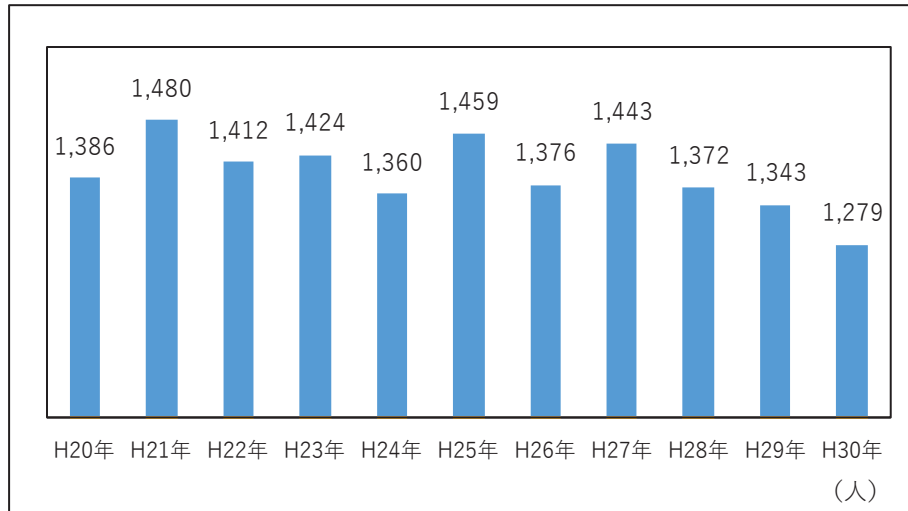
米子市障がい者支援課作成 平成 31 年 3 月 31 日時点

13 障害者手帳：障がいのある人が取得することができる手帳の総称。「身体障害者手帳」（身体障がい）、「精神障害者保健福祉手帳」（精神障がい）、「療育手帳」（知的障がい）の 3 種類がある。

(7) 出生の状況

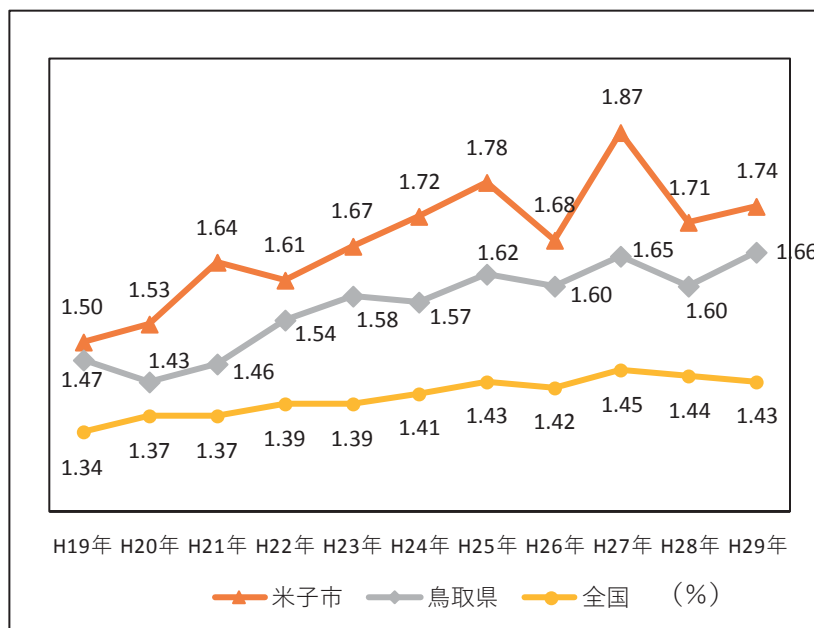
出生数は年により若干の差がありますが、平成 27 年以降減少傾向にあります。合計特殊出生率¹⁴は平成 29 年度時点で 1.74 であり、全国平均の 1.43、鳥取県平均の 1.66 より若干高くなっています。

■出生数の推移



出典：住民基本台帳 各年 3 月末日時点

■合計特殊出生率



出典：厚生労働省「人口動態統計」
鳥取県福祉保健課「人口動態統計」

¹⁴ 合計特殊出生率：その年における 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率（出生数／女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す指標

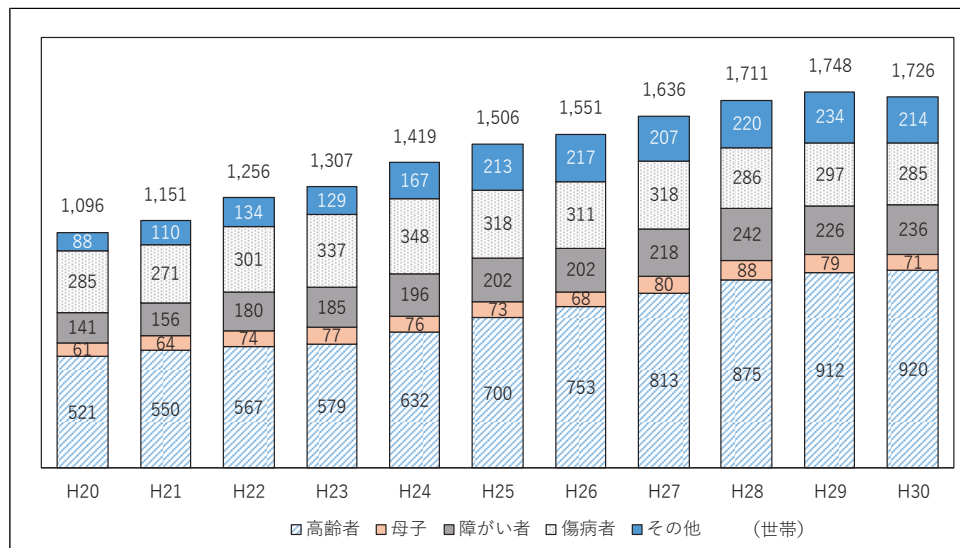
(8) 生活困窮者の状況

生活保護受給者数は増加し続けています。とりわけ増加が多いのは高齢者世帯とその他の世帯であり、平成 20 年からの 10 年間で、高齢者世帯は約 1.8 倍、その他の世帯は約 2.4 倍に増加しています。また、生活困窮者自立相談支援事業¹⁵への相談数も増加しています。

※生活保護の世帯類型

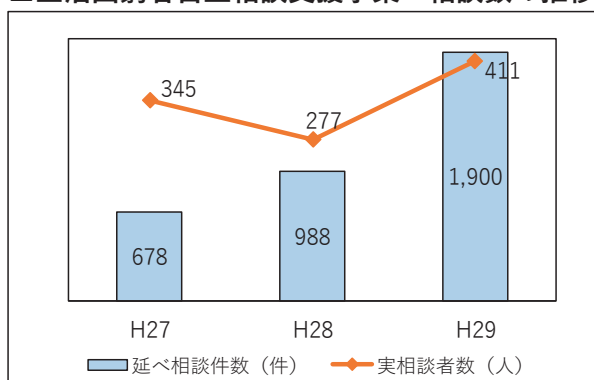
ア 高齢者世帯	男女ともに 65 歳以上の者のみで構成されている世帯若しくは、これらに 18 歳未満の者が加わった世帯
イ 母子世帯	現に配偶者がいない（死別、離別、生死不明及び未婚等による。）65 歳未満の女子と 18 歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
ウ 障がい者世帯	世帯主が障害者加算を受けているか、心身上の障がいのため働けない者である世帯
エ 傷病者世帯	世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
オ その他の世帯	上記アからエのいずれにも該当しない世帯

■生活保護受給世帯数の推移



米子市福祉課作成 各年度 4 月末時点

■生活困窮者自立相談支援事業 相談数の推移



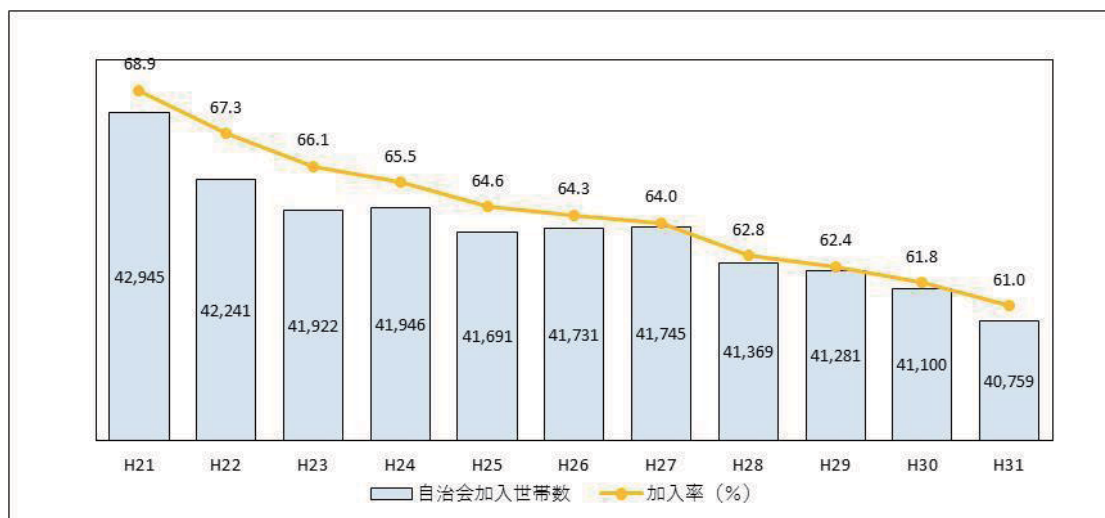
米子市社会福祉協議会作成 各年度 3 月末日時点

¹⁵ 生活困窮者自立相談支援事業：生活困窮者からの相談に包括的に応じ、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析した上で、その課題を踏まえた自立支援計画を作成し、必要な支援を行う事業。米子市は市社協へ委託している。

(9) 地域・住民活動の状況

自治会加入率¹⁶は減少し続けています。自治会加入世帯数は平成 21 年で 42,945 世帯、平成 31 年には 40,759 世帯となり、10 年間で 2,186 世帯減少しています。

■自治会加入世帯数の推移



米子市地域振興課作成 各年度 5 月 1 日時点

16 自治会加入率：総世帯数に占める自治会加入世帯数の割合

2 各種調査結果

計画の策定にあたり、多様な市民参画を得るため、次のとおり各種調査を行いました。

(1) 地域福祉活動者へのアンケート調査

地域福祉活動を実践している住民を対象に、活動の状況や課題を把握するためにアンケート調査を実施しました。

対象者	・自治会長（418 名） ・地区社会福祉協議会¹⁷長（27 名） ・民生委員・児童委員（335 名） ・在宅福祉員¹⁸（808 名） 合計 1,588 名 (回答者 1,238 名 回収率 77.9%)
実施期間	平成 30 年 9 月～11 月
調査結果	■活動者の高齢化、なり手不足と負担感 ・在宅福祉員、自治会長、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会長のどの属性も年齢は60代～70代が中心となっています。 ・活動する中で困っていることについて、ほとんどの属性が「メンバーが高齢化してきている」を選びました。また、「その他」の選択肢の中でも、活動のなり手がいない・後継者がいないという内容の回答が多く、活動者の高齢化、なり手不足が顕著です。 ・活動者はやりがいを感じているものの、すべての属性で多くの方が負担感を感じています。メンバーの高齢化や担い手不足、固定化は、「活動のマンネリ化」や「若い人が参加しやすい活動ができていない」といった、活動の中で困っていることにもつながっていると考えられます。 ■地域の付き合いの希薄と情報不足 ・活動する中で困っていることについて、メンバーの高齢化に次いで多いのが「支援を必要とする人などの情報が得にくい」という意見であり、「地域の付き合いが薄くなっていて活動がしにくい」といった意見とともに、地域の情報を得ることが困難であると感じられていることが考えられます。 ・「市民に活動内容を情報提供する場や機会が少ない」という意見も多数あるため、地域の中で支援が必要な方と、支援を行おうとする活動者がうまく結び付かないことが考えられます。

17 地区社会福祉協議会：地域住民が相互協力し、社会福祉の増進を目指して市社協とともに活動していくために設置された組織。各公民館区域に組織されており、地域福祉活動に関わる様々な地域活動者や団体が構成されている。

18 在宅福祉員：市社協会長が委嘱するボランティア活動員。市内に約 800 名を委嘱し、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯などを定期的に訪問し、見守り活動を行う。

■人材確保とご近所付き合いで活動の活発化を期待

- 組織の活動を活発に行うために有効な取組は何かという問いには「退職したシニア世代が地域活動に参加しやすい仕掛け、活躍の場をつくる」という意見が一番多くなりました。退職し、比較的時間に余裕があり、分野ごとに深い知識をもったシニア世代を加え、活動における人材の不足の解消を求められていると考えられます。

また、「気軽に地域参加できる体制づくり」、「気軽に情報交換ができるような近所同士の関係づくりの強化」が2、3番目に多い意見となっており、地域の中でご近所が気軽に付き合える環境をつくり、情報交換の活発化を望んでいることがわかります。そこから支援が必要な方の情報等を得て、うまく支援につなげていきたい思いがあると考えられます。

■地域課題の解決に向けた互助の重要性

- 地域課題の解決に向けた住民同士の支え合いの基盤づくりに必要なことについての問いには、「となり近所同士で助け合う体制づくりの促進」という意見が一番多く、「困りごとを気軽に相談できる身近な相談窓口」、「地域福祉活動の中心となるリーダーや活動を担う人の養成」が2、3番目に多い意見となっています。地域の中での住民同士の助け合いを基本とし、そこで出た課題を受け止める相談窓口など、行政や各団体、企業等を含めた支援体制、またそれを実現するため地域でリーダーシップを発揮できる人材が求められていると考えられます。

(2) 地域懇談会

前年に実施したアンケート調査の結果を踏まえ、市内全29地区の公民館において、各地区の生活課題や地域活動の在り方を考えるワークショップを開催しました。

【ワークショップの内容】

グループワーク形式により、

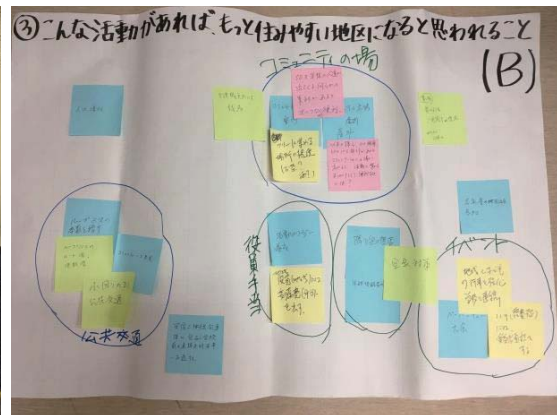
- ①「地区の良いところ、良いと思われる活動」
 - ②「生活や活動される中で困っていること、課題に感じる事」
 - ③「こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること」
- について意見交換を行いました。

参加者

- ・自治連合会¹⁹ (60名)
- ・民生委員・児童委員 (59名)
- ・在宅福祉員 (57名)
- ・地区社会福祉協議会長 (26名)
- ・小学校PTA役員 (50名)
- ・公民館長・公民館職員 (33名)
- ・地域包括支援センター²⁰職員 (27名)
- ・地域ボランティア (9名)
- 合計 326名

実施期間

平成31年2月19日～令和元年6月27日



調査結果

1 地区の良いところ、良いと思われる活動

最も多く出た意見は、住民どうしのつながりが強いことや行事への参加率が高いなどの「地域の結びつき」に関する意見であり、29地区中27地区から意見が出ました。人が気さくである等の「人柄に関する事」、子どもの声に元気がもらえる等の「子どもに関する事」といった意見が多く出ました。

19 自治連合会：自治会の連合組織。各公民館区域に置かれた「地区自治連合会」は、自治会相互の連絡調整のほか、公民館と協力して地区内の各種事業などに関わり、地区自治連合会長が常任委員として運営する「米子市自治連合会」は米子市の自治会全体の取りまとめ役を担う。

20 地域包括支援センター：地域における高齢者の総合相談・支援や必要なサービスの利用調整などを行う機関。市内に7箇所設置されている。

地区での活動に関する意見としては、皆が参加できる祭りなどのイベントがあることやサロン活動が活発といった「行事やサロン等の活動」に関する意見や「活動に協力的」といった意見が多く出ました。

また、環境に関する意見として、「自然が豊か」、駅やバス停、高速道路の乗り口が近いなどの「交通の便が良い」といった意見が多く出ました。

2 生活や活動される中で困っていること、課題に感じること

最も多く出た意見は、人口減少や地域活動者の担い手不足といった「人材の不足」に関する意見であり、29 地区すべてから意見が出ました。これに続き「少子高齢化」に関する意見が多く、28 地区から意見が出ており、上記二つの意見に関連して、活動者の役の重複・固定化や後継者の不在に伴う、「負担感」に関する意見も多く出ました。

人との関わりについての意見として、若い世代が地域の活動に参加しないなどの「世代間の隔たり」に関する意見やコミュニケーションの減少や隣近所とのつながりが弱くなったことに関する「地域や近所のことが分からない」といった意見が多く出ました。

また、環境についての意見として、公共交通が不十分・車に乗れないと動けないといった「移動手段」に関する意見や道が狭く歩行者が危ないなどの「危険な場所がある」という意見、商店が無いなどの「買物が困難」といった意見が多く出ました。

3 こんな活動があれば、もっと住みやすい地区になると思われること

地区での交流や活動を促進したいという思いから、「交流の機会を増やす取組」に関する意見が最も多く出ました。また、これに関連して、幅広い世代に参加してほしいといった「世代を超えた交流」に関する意見も多く出ました。

子どもや高齢者を対象とした「見守り」に関する意見や自主防災組織²¹の設立、防災訓練の実施など「防災の取組」に関する意見も多く出ました。

環境面についての意見として、幅広い世代が集まれる場所や公民館の整備など「集いの場所の整備」に関する意見や送迎ボランティア、巡回バスルートの充実など、「移動支援」に関する意見が多く出ました。

21 自主防災組織：災害発生時に、迅速に付近住民の誘導や救出活動、消火活動などの初期活動を行い、被害の拡大を防ぐことを目的に結成される住民の自主防災組織。主に自治会単位で結成される。

(3) 福祉関連団体等へのインタビュー調査

障がい者等の家族会や相談支援事業者等の各団体から、現在の取組の現状や課題、住民やほかの団体との連携の在り方などについての意見聴取を目的として、インタビュー調査を行いました。

また、各相談事業所に対して、複合的課題や制度の狭間の課題解決のための、他機関協働・包括的相談支援体制の構築にあたり、望ましい体制についても聞き取りました。

対象団体	種別	
	障がい者等の家族会 3団体	サロン・交流の場 5団体
	児童・子育て支援 2団体	高齢者支援 1団体
	生活困窮者支援 1団体	権利擁護支援 1団体
	相談事業所 (地域包括支援センター 7箇所、一般相談支援事業所 4箇所)	
実施期間	平成31年3月～令和元年6月	
調査結果	■活動している中での問題点や課題 各団体から共通して多く出た課題が、活動者の不足に関するものでした。しかし、課題とを感じる理由については、「専門性のある支援者が少ない」、「困難事例に対応できる人材の不足」といった活動者に求める能力が理由となるものや「長期間の支援、ケースも多いため人材不足」、「ボランティアのため負担が大きい」といった活動等の条件や環境が理由となるものがあり、団体により異なります。 さらに共通する課題として、情報がうまく得られない・発信できないといった意見があり、具体的には「なんでも分かり、聞ける総合的な相談窓口が必要」、「行政と連携がとりにくく、情報提供や協働の仕組みが無い」、「地域との関わりが少ない世帯の支援に苦慮している」、「発信力の不足」との意見が出ました。 また、障がい者等の家族会からは「義務教育終了後の支援体制が無い」といった切れ目の無い支援に関する課題やサロン・交流の場からは「衛生管理やアレルギーに対する不安」、「補助制度を利用すると、活動に制限が出るのでは」といった課題、児童・子育て支援団体からは「依頼が不定期的ため、収入が安定しない」といった意見が出ました。 地域包括支援センターや一般相談事業所からは、「独居世帯、生活保護受給世帯の増加」、「行政機関の窓口は縦割りで他分野を把握していない現状がある」、「料金が発生しない困りごとへの対応に追われる」、「相談が生活全般にわたることが多いため、根本の課題解決まで至らない」、「行政と協働して地域づくりなどをしていきたいが、米子市が一般相談支援事業所に何を求めているかが明確でない」という意見が出ました。	

他機関の協働・包括的相談支援体制の構築については、「制度の狭間にいる人をいろいろな視点から、丸ごと支援できるシステム」、「総合的に相談でき、専門分野に振り分けてつなげる窓口の設置」、「町村の役場のようなワンフロアの中に多分野が集まっており、情報共有のしやすさと住民との距離感も近く支援がスムーズな形」など、様々な意見が出ています。

■問題点や課題について今後必要と考える取組

他団体や住民、行政との協働に関する取組や情報の発信・共有に関する取組が、各団体に広く必要と考えられています。協働については、「寄付金や会費以外の運営資金の確保（企業スポンサー等）」や「衛生管理について保健所から指導を受ける」、「学校を巻き込んだ取組」といったことが必要であるという意見が出ました。

情報については「地域住民へ理解のための普及啓発活動」、「専門家による相談会の開催」、「成年後見制度²²の活用方法の講演、意見交換会」などの住民に向けた情報発信に関する意見が多く出ました。

■地域住民や行政、社会福祉協議会の協力や支援が必要と考えること

各団体から地域住民に対しては、団体が行う活動についての理解や参加についての意見が出ました。また、行政や社会福祉協議会に対しては、「相談機関へつなぐシステムづくりと、窓口の集約・周知」、「関係機関が連携し、切れ目のない適切な支援ができるネットワーク体制の構築」、「それぞれの役割分担を明確にする」、「企業への活動協力の働きかけ」などの、協働のための体制整備に関する協力や支援についての意見が多く出ました。

また、「行政への精神保健福祉士²³の配置」、「教員や施設職員OBの活用」、「補助金、助成等の情報の集約や申請書類の作成支援」、「フードバンク²⁴等による食料支援」などが必要であるという意見が出ました。

■今後地域福祉を充実していくために、特に力を入れていくべきと感ずること

「当たり前前に相談ができる社会の雰囲気づくり」や「役割のある人だけではなく、みんなが意識を持ち、支え合うまちづくり」など、地域の中での助け合いの雰囲気や意識に関することが必要であり、それに関連して「地域住民に対する、理解を深めるための正しい知識の普及活動」、「障がい者等が正しく理解されるための人権学習や普及啓発活動」、「行政、社会福祉協議会、地域、関係機関が連携するための、顔の見える交流の機会がほしい」などの、啓発や、情報共有のための機会を設けることが大切だとする意見が多く出ました。

22 成年後見制度：家庭裁判所によって選ばれた後見人が、認知症や障がいなどによって判断能力が十分ではない人の財産管理や介護サービスの利用契約、施設・病院の入退所契約等を行うことで、その人の権利を擁護する制度

23 精神保健福祉士：精神障がい者の抱える生活問題、社会問題の解決のための援助や社会参加に向けての支援活動を行う専門職

24 フードバンク：包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、品質には問題は無いが、市場に流通させることができない食品を企業等からもらい受け、必要としている施設や団体、困窮世帯者等に無償で提供する活動

(4) 地域福祉ワークショップ

全3回の市民参加型ワークショップを開催しました。各回をそれぞれ「未成年の部」、「若者から中間年齢層の部」、「多世代交流の部」と設定して、各年齢層から参加者を募り、地域懇談会などから出た課題についての意見交換を行いました。

概要

(第1回 未成年の部)

- 開催日 令和元年7月20日(土)
- 参加者 15歳から20歳未満の方(37名)7グループ
- 取り組んだテーマ
 - ①就職するときに県内に残ってもらうには
 - ②県外に出ていった若者にどうやって戻ってきてもらうか
 - ③地域活動の担い手をどうやって増やしていけるか
 - ④地域の子どもからお年寄りまで、どうやって多世代の交流を促していけるか
- グループワークの方法
ブレインストーミング²⁵による意見出しと、出し合った意見を種類毎にまとめる、グルーピングを行う。

(第2回 若者から中間年齢層の部)

- 開催日 令和元年7月20日(土)
- 参加者 20代から50代の方(17名)4グループ
- 取り組んだテーマ
 - ①福祉の担い手の確保と育成
 - ②多世代・多分野・官民の協働
 - ③住民への情報提供、相談支援体制の整備
 - ④住民交流・地域福祉活動の拠点の整備
- グループワークの方法
ブレインストーミング×2段階による意見出し、「効果」と「実現性」の高低で整理、必要に応じてグルーピング

(第3回 多世代交流の部)

- 開催日 令和元年7月21日(日)
- 参加者 28名(未成年13人、若者から中間年齢層5人、高齢者9人)6グループ
- 取り組んだテーマ
 - ①幅広い世代の交流や地域活動への参加を促進するには
 - ②公民館をもっと上手に活用するには
- グループワークの方法
ブレインストーミングによる意見出し(原因の掘り下げ)、原因に対する手段を考えネーミング、効果・コスト・スピード・継続性・心的負担の面から手段の評価

25 ブレインストーミング：数名のチームごとに、決められたテーマに対し、互いにアイデアを出し合う会議手法



開催結果

多世代の部では、「幅広い世代の交流」、「地域活動への参加」の課題について、「高齢者か子ども向けの行事しかない」、「行事に出ない人に上手く声掛けをする人がいない」、「仕事や学校が忙しく、行事に参加しづらい」、「地域活動が知られていない」といった原因から、改善策として「幅広い年齢の人が参加できる取組をする」、「地域活動の企画の段階から学生や若い世代が参加する」、「紙媒体に加え、ソーシャルネットワークサービスなども活用し情報共有をする」といったアイデアが出されました。

若者から中間年齢層の部、多世代の部で共通して評価されたアイデアは、現在、若い世代が地域活動への参加が少なく、多世代の交流が難しいといった面から、「若い世代が地域での活動に企画段階から参加していく」といった取組に関するものでした。

■地域の交流・福祉活動の拠点整備と公民館の利用

若者から中間年齢層の部では、「住民交流」の課題について、保育園行事として高齢者と関わっていくや「学校の活動に地域が参加する（運動会や参観日）」などの、保育園や学校と地域がつながるような取組に関する提案が出たほか、「地域福祉活動の拠点」の課題について、「外から見やすいところで活動する」、「生活サービス（コインランドリー、ガソリンスタンド、薬局、病院等）に付随して交流拠点を設ける」など、人が集まりやすい場所で、地域の取組を行うと地域の交流が活発になり、拠点整備の効果が大きく出るといったアイデアが評価されました。

多世代の部では、「公民館が上手に活用されていない」という課題に対する取組を考えてもらいました。この課題について、「特定の世代の人しか集まっていないので入りづらい」、「公民館で何をしているかわからない」、「公民館の必要性を感じない」、「若者が楽しめることがない」などの原因から、「調べものができるスペース・勉強ができるスペース・子どもが遊べるスペースを確保する」、「公民館についての情報を楽しい情報と一緒に発信する」、「紙媒体のみではなくSNSなどを併用し多世代が気軽に見ることができるようにする」、「幅広い世代の人が参加できるイベントの企画と宣伝」などのアイデアが出されました。

開催結果

■情報提供と相談への対応

若者から中間年齢層の部で「住民への情報提供、相談支援体制の整備」といった課題についての取組を考えてもらいました。効果と実現性の面から、参加者に高く評価されたアイデアは「スーパーやカフェなどに、利用できるサービスのポスターや資料を置いておき、住民の目に触れるようにする」、「専門職がいる相談機関の情報提供、公民館や学校などに周知する」、「フリーペーパーで周知をはかる」など、現在実施していない媒体や場所での広報の取組についてのものでした。

(5) パブリックコメント

計画案が完成した時点で、広く市民に意見を求めるため、パブリックコメントを実施しました。

【実施期間】令和元年12月18日～令和2年1月17日

3 米子市の課題（まとめ）

(1) 福祉の担い手の確保と育成

地域活動者へのアンケート調査や地域懇談会では、民生委員・児童委員や在宅福祉員等の地域福祉の担い手の高齢化や固定化を問題視する意見が数多く寄せられました。地域福祉の担い手の高齢化や固定化は、活動の負担感につながり、組織の弱体化や活動の活性化を阻害する要因となりますので、次の世代の担い手を育て、活動を継承することや新たな担い手を発掘することが必要です。

また、県内の学生が就職時に他県へ流出する課題について、地域福祉ワークショップでは、地域で就職するメリットを伝える必要があるなどの意見が寄せられており、行政、地元企業、学校などから学生へ、地域に残り暮らしていくことについて、考えてもらうことが課題であるように考えられます。

少子高齢化の進展により、今後ますます福祉サービスに対する需要の増大・多様化が見込まれ、より質の高い福祉サービスの提供が求められることが予想されますので、サービス提供の根幹である福祉専門職の量的確保と育成が極めて重要となります。

(2) 多世代・多分野・官民の協働

地域懇談会では、地域福祉活動への若い世代の参加を求める意見が多数ありました。幅広い世代が地域福祉活動に関わることで、地域福祉活動が活発になり、新たな地域づくりのアイデアが生まれることが期待されます。

また、地域福祉の担い手不足が懸念される中、地域福祉を推進していくためには、人材の確保や育成と併せて、今まで地域活動に関わりがなかった人や社会福祉法人、NPO²⁶、企業、社会福祉協議会、行政など、分野や官民の境界を越えて、協働して地域づくりに取り組んでいくことが必要です。

(3) 住民への情報提供、相談支援体制の整備

地域懇談会では、「相談窓口が分からない」「一人暮らし高齢者や引きこもりの人の情報がなく、どこまで入り込んでいいのか分からない」といった意見がありました。また、各団体へのインタビュー調査では、「利用できる制度やサービスの情報が得にくい」「ここに行ったら何でもわかる、聞ける場所が必要」との意見があり、地域福祉ワークショップでは「スーパーやカフェなど、日常利用する施設に資料などを置き、住民の目に触れるようにしてほしい」といった意見が出ました。

地域共生社会の実現のためには、困難を抱えた人に対してどのような支援が必要で、またその人がどのような制度やサービスを利用できるのかという情報が提供されることが非常に重要です。これらの情報は、個人の自立にもつながります。

地域で誰もが安心して生活し、また地域の支え合いの取組を進める上で、どんなことでも気軽に相談でき、かつ必要な情報が必要な人に適切に提供されるための体制整備が必要です。

26 NPO：「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、様々な社会貢献活動を行い、構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。

(4) 住民交流・地域福祉活動の拠点の整備

地域懇談会では、地域住民の交流や地域福祉活動の拠点の整備が不十分との意見が複数ありました。いろいろな人が日常的に集い、交流が生まれる環境を整えることにより、自然な形で住民同士の見守りや住民の地域づくりへの参加の意欲につながることを期待できます。

米子市では、「米子市民自治基本条例²⁷」により、公民館が「身近な地域におけるまちづくりの拠点」と位置付けられていることから、まずは公民館を住民交流・地域福祉活動の拠点として活用していくことが考えられますが、公民館は「利用する世代が偏っており行きづらい」「入りづらい」「自宅から遠いので、ほかにも使える拠点もあった方がよい」といった声もあるため、利用しやすいように整備する必要があります。

また、公民館以外の社会資源を拠点として活用することも併せて考える必要があります。

²⁷ 米子市民自治基本条例：まちづくりの主体である市民が、市民同士、また行政や議会とともに役割と責任を分担し、手を携えてより良いまちづくりを進めるための基本的な考え方を定めた条例

第3章 米子市が目指す地域福祉の姿

各種データや調査結果、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会が出された意見を基に、次のとおり本計画の基本理念と基本目標をまとめました。

1 基本理念

地域住民や地域に関わる様々な団体、組織が、地域の現状や課題を共有し、互いの考え方や立場の違いを越えて支え合い、自分の力だけでは解決できない問題が生じたときには、その解決に向けて協働する「ともに生きる」社会。

そして、市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが地域の中で孤立することなく、自分なりの役割を持って、いきいきと活躍できる「ともに輝く」社会。

本計画では、すべての市民が住みなれた地域の中で安心して暮らしていけるように、このような社会、すなわち「地域共生社会」を市民と「ともにつくる」ことを目指し、以下のとおり基本理念を掲げます。

「ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち」

2 基本目標

(1) 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

地域の中で誰もが安心して暮らし、自分らしく活躍することができる「地域共生社会」を実現するためには、住民自らが地域課題の解決に取り組む力を引き出すとともに、互いの多様性を認め合うことができる社会づくりと、地域全体がつながり、支え合う体制づくりが必要です。

そこで、地域多様性に配慮しつつ、地域住民、民間事業者、社会福祉法人、行政等、地域の多様な構成員が地域の生活課題の解決のために協働する仕組みや多世代の住民が交流し、協力できる体制を構築します。

(2) 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

地縁的なつながりや親族間のつながりの希薄化に伴い、ひきこもりなどの社会的孤立の問題やひきこもり親子が高齢化した「8050問題²⁸」、ごみ屋敷などの「制度の狭間」の問題、介護と育児のダブルケアなどの複合的な問題を家庭や地域で受け止めることが困難になってきています。その結果、適切な支援を受けることができず、問題が深刻になってから発見されるケースも多くなっています。

これらの問題に対応するため、問題の早期発見の仕組みづくりに取り組むとともに、予防的な観点から、事前対応型の支援を推進します。併せて、あらゆる課題に対応できるよう、地域住民や多機関の協働による包括的、分野横断的な支援の仕組みづくりに取り組みます。

28 8050問題：80代の親と収入がない引きこもりの50代の子の世帯が、収入が途絶え、社会的に孤立した状態に陥っている社会問題

また、住民の多様なニーズを的確に把握し、適切で効果的なサービス提供に努めます。

(3) 未来へつながる人づくり

地域福祉を推進し、未来へつなげていくためには、その担い手となる人材を発掘・育成するとともに、地域で活躍した人々の知識や経験、地域への誇りや愛情を次の世代へ継承していく必要があります。

そのため、学校教育や社会教育と連携しながら、長期的な視点を持って、住民の地域への愛着や地域福祉活動への参加意欲が醸成されるよう働きかけます。

また、住民の暮らしを支える福祉サービスを将来に渡って安定的に提供するため、介護職や保育士などの福祉専門職の量的確保と、質の高いサービスに対応できる人材の育成に取り組みます。

3 各福祉分野の方向性

基本理念と基本目標に関する、各福祉分野の施策の方向性を以下のとおりとします。今後策定される分野ごとの個別計画は、この方向性に基づいたものとします。

(1) 高齢者

高齢者ができる限り住み慣れた地域で生活が継続できるよう、地域住民の自主性を重視しながら、専門機関と連携の上、介護予防や認知症予防、フレイル²⁹予防を推進し、高齢者の生活の質の向上と健康寿命の延伸に取り組みます。

また、認知症の人やその家族が、地域の中で安心して暮らすためには、社会全体の理解と協力が必要であることから、学齢期から社会人にいたるまで、認知症に対する理解を深める取組を継続して行います。

そして、高齢者の尊厳が守られ、人生の最期に至るまで、その人らしく生きることができるよう、地域の様々な場面で活躍できる環境を整えるとともに、本人の意思や希望を受け止め、医療やケアに反映させる取組を促進します。

(2) 障がい者

障がい者が、その障がいによって分け隔てられることなく、必要な支援を受けながら、自らの意思決定に基づき、あらゆる社会活動に参加し、自己実現ができる社会を目指します。

そのために、市民一人ひとりが障がいの特性を正しく理解し、社会全体で障がい者に対する「合理的配慮³⁰」や意思疎通のための支援を行うことで、社会的障壁を取り除くことができるよう、鳥取県とともに「あいサポート条例³¹」に基づく活動を推進します。

また、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるとともに、障がい者支援施設の入所者や長期入院中の精神障がい者の地域移行・地域定着を推進するため、医療、障がい福祉・介護、住まい、就労、地域の支え合いの体制を整えます。

29 フレイル：加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態。ただし、適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能である。

30 合理的配慮：障がい者が社会的障壁を感じずに生活できるよう、過度な負担のない範囲で求められる配慮。合理的配慮の提供は、行政には義務づけられ、民間事業者は努力義務とされている。

31 あいサポート条例：「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」の愛称。障がい者が暮らしやすい社会をつくるために必要な、行政、事業者、県民それぞれの責務や役割、障がいの特性に応じた取るべき対応や取組を具体的に示している。

(3) 子ども・子育て

妊娠期から子育て期に渡り、切れ目なく子育て世代を支援するため、市のこども総合相談窓口³²と、学校、幼児教育・保育施設、医療機関、児童養護施設、子育て支援センター、児童相談所等の機関とが連携を図り、子育てに関する相談に包括的に対応します。

また、地域の子どもやその保護者の孤立を防ぐため、様々な子育て支援グループと施設間のネットワーク強化や、地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進、民間における取組との連携など、地域における子育てを積極的に支援し、子育てを家庭だけに任せるのではなく、子どもを「社会の宝」として捉え、地域で親子を見守り、支えていく体制を整えます。

さらに、学校と地域の連携をより一層強化し、「コミュニティスクール³³」や「放課後子ども教室³⁴」など、様々な取組を通じて、「地域とともにある学校」を目指します。

(4) 生活困窮者

生活困窮には病気、心身の障がい、失業、家族の介護など、複数の要因があり、誰もが生活困窮に陥る可能性があります。また、生活困窮は社会的孤立や低栄養、未受診等による健康状態の悪化を招き、最悪の場合、生命の危険につながる恐れもあります。

そのことを踏まえ、総合的な相談支援体制を整え、地域住民や関係機関との連携により生活困窮者の早期発見、早期支援に取り組みます。そして、生活困窮から早期に脱却し、自立した生活が送れるよう、本人に寄り添いながら、住居、就職、家計管理等に関する支援を行います。

また、子どもの貧困対策として、貧困家庭に生まれた子どもが、十分な学習の機会を与えられないことで、将来再び貧困の状態に陥る「貧困の連鎖」を断ち切るため、小・中学生を対象にした学習支援事業の充実を図るとともに、貧困の状況にあっても、子どもが地域や社会との関わりの中で社会性を獲得し、健全に成長できるよう、「子ども食堂」など、多様な子どもの居場所づくりを推進します。

32 こども総合相談窓口：米子市福祉保健総合センター（ふれあいの里）内にある、妊産婦、子どもとその家族や関係者を対象に、困り事や悩み事などの相談すべてに対応する窓口。利用者の視点に立った、妊娠、出産、子育てに関する切れ目のない相談援助を行う。

33 コミュニティスクール：学校と保護者や地域住民が協力して学校運営に取り組み、地域の声を積極的に生かしながら、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく仕組み

34 放課後子ども教室：地域住民や大学生・企業OBなど様々な人材の協力を得て、学校の余裕教室等を活用しながら、放課後等にすべての子どもを対象とした学習支援や多様なプログラムを実施する取組

4 目標を達成するために目指す体制

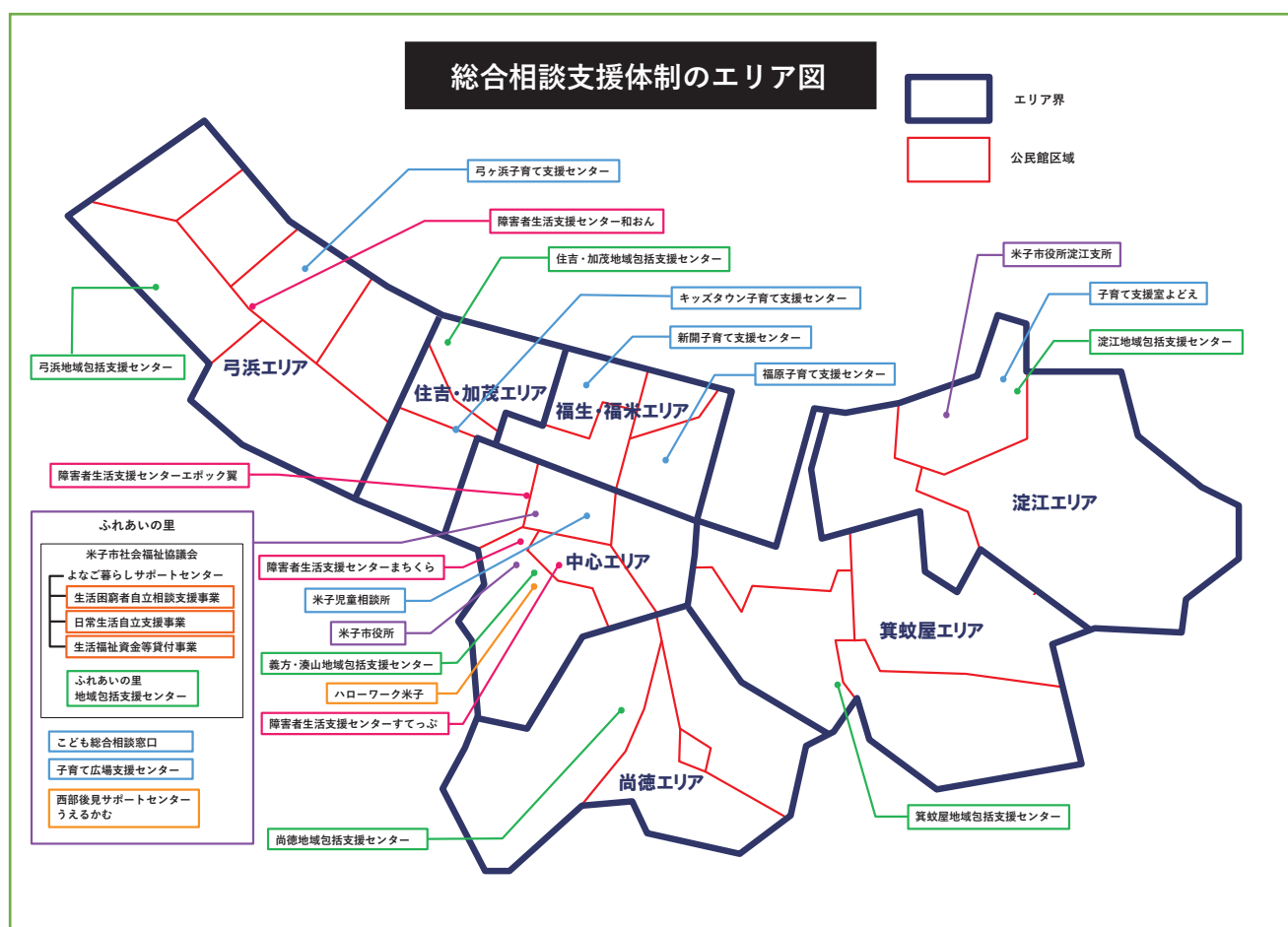
目標を達成するためには、地域住民に身近なところで、地域の課題や個人の課題に関するあらゆる相談が受け止められ、適切な支援につなげていけるように、地域社会のすべての構成員や支援関係機関が、互いの立場の違いを越え、協働していく仕組みを構築する必要があります。

そこで、本市では、中長期的な施策として、次のようなゴールイメージを想定しながら、相談支援体制の整備を目指します。

ゴールイメージ①

エリア分類と総合相談支援センターの設置

地理的要因や人口規模、現在の地域包括支援センターの配置等を勘案し、市内に7つ程度のエリアを定め、エリアごとに地域住民主体の活動支援と、個別課題の相談支援のための拠点となる、総合相談支援センターの設置を目指します。総合相談支援センターは、地域包括支援センターと一般相談支援事業所³⁵の機能を兼ね備えたものとします。また、エリアごとの総合相談支援センターを統括する機能を有する機関により、人材育成、システム評価、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理を含む、地域福祉実践のマネジメントを行います。



35 一般相談支援事業所：障がい者の基本的な生活相談に加え、施設や病院等に入所・入院している人の地域生活への移行や、地域生活の継続に関する支援を行う事業所

ゴールイメージ②

コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの配置

エリアごとに設置された総合相談支援センターには、地域住民の生活課題に関する相談支援や住民主体の活動支援を行う「コミュニティワーカー」と、住民の複合化・複雑化した課題に対応して支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、双方が協働しながら、地域を基盤とした包括的かつ総合的な相談援助を行います。

コミュニティワーカーの役割

公民館区域ごとに地域のプラットフォーム³⁶を構築し、地域課題の共有化を図りながら、地域の多様な主体による協働の取組を支援するなど、地域の支え合いの機能強化に取り組みます。また、電話相談・出張相談や民生委員・児童委員などの見守り活動等との連携により、リスク要因をもつ家庭の状況の把握に努め、問題の発生・深刻化の防止に努めるとともに、地域の困り事を受け止め、コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら、支援関係機関へのつなぎや地域住民同士の相互扶助による解決への導きを行います。

コミュニティソーシャルワーカーの役割

担当エリア内の地域の活動者や支援関係機関等と連携を図りながら、相談者の抱える課題について、分野を問わず対応します。個別支援にあたっては、家庭訪問を基本とし、世帯全体の視点から課題を整理した上で、必要な支援に結びつけます。

また、複合的な課題や対応困難な課題への対応など、必要に応じて、支援関係機関で構成する支援チームによる支援を行います。

ゴールイメージ③

重層的な福祉圏域の設定と、相談支援体制の整備

市内に「近隣・自治会の圏域」「公民館区域」「総合相談支援エリア」「市全域」の四つの段階的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら、相互の圏域の連携を図ることによって、地域福祉活動や相談支援体制を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

① 近隣・自治会等の圏域

（日常的な見守りや交流、災害時の支え合い活動を実施する最も身近な圏域）

② 公民館区域

（住民主体の地域福祉活動や様々な団体等との協働の中心となる圏域）

コミュニティワーカーが中心となり、地域を構成する様々な主体が出会い、互いを高め合いながら、地域課題の解決に向けた取組につなげていくことができる地域福祉のプラットフォームとして、公民館区域ごとに、地域住民や地域に関連する団体等で構成される「地域支え合い推進会議」の設置・運営をコーディネートします。

36 プラットフォーム：多様な主体が協働していくための基盤となる体制や仕組み

③ 総合相談支援エリア

（多機関の協働による、総合的な相談・支援を実施する圏域）

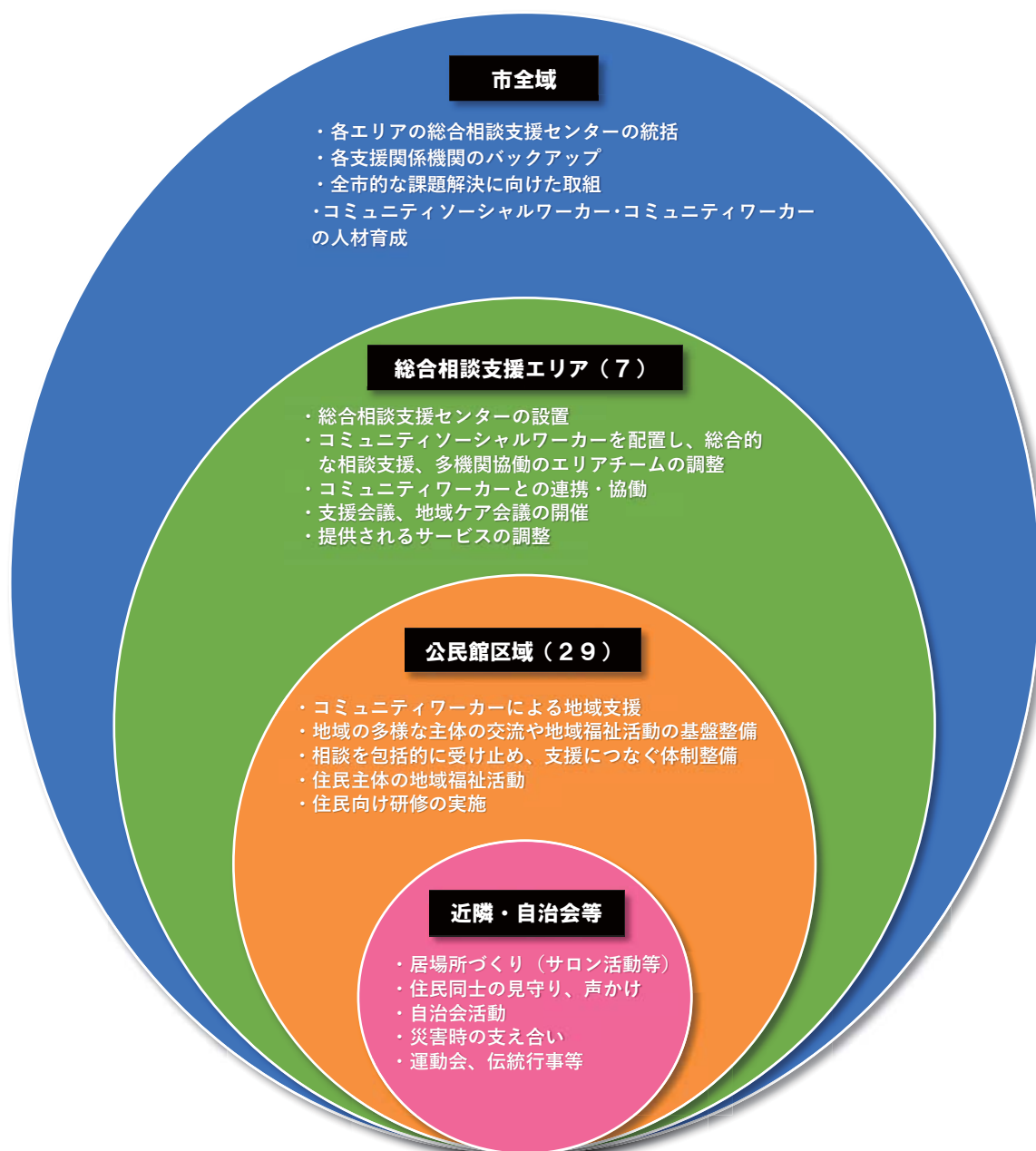
各総合相談支援エリアに設置する総合相談支援センターは、エリア内の公民館区域（3～6区域）を管轄し、コミュニティソーシャルワーカーとコミュニティワーカーが相互に連携を図りながら、困難を抱えた住民に対する相談支援業務を行います。コミュニティソーシャルワーカーは必要に応じて、支援関係機関で構成される「エリアネットワーク会議」を開催し、各専門機関と支援内容について協議した上で、多機関協働による支援につなげます。

④ 市全域

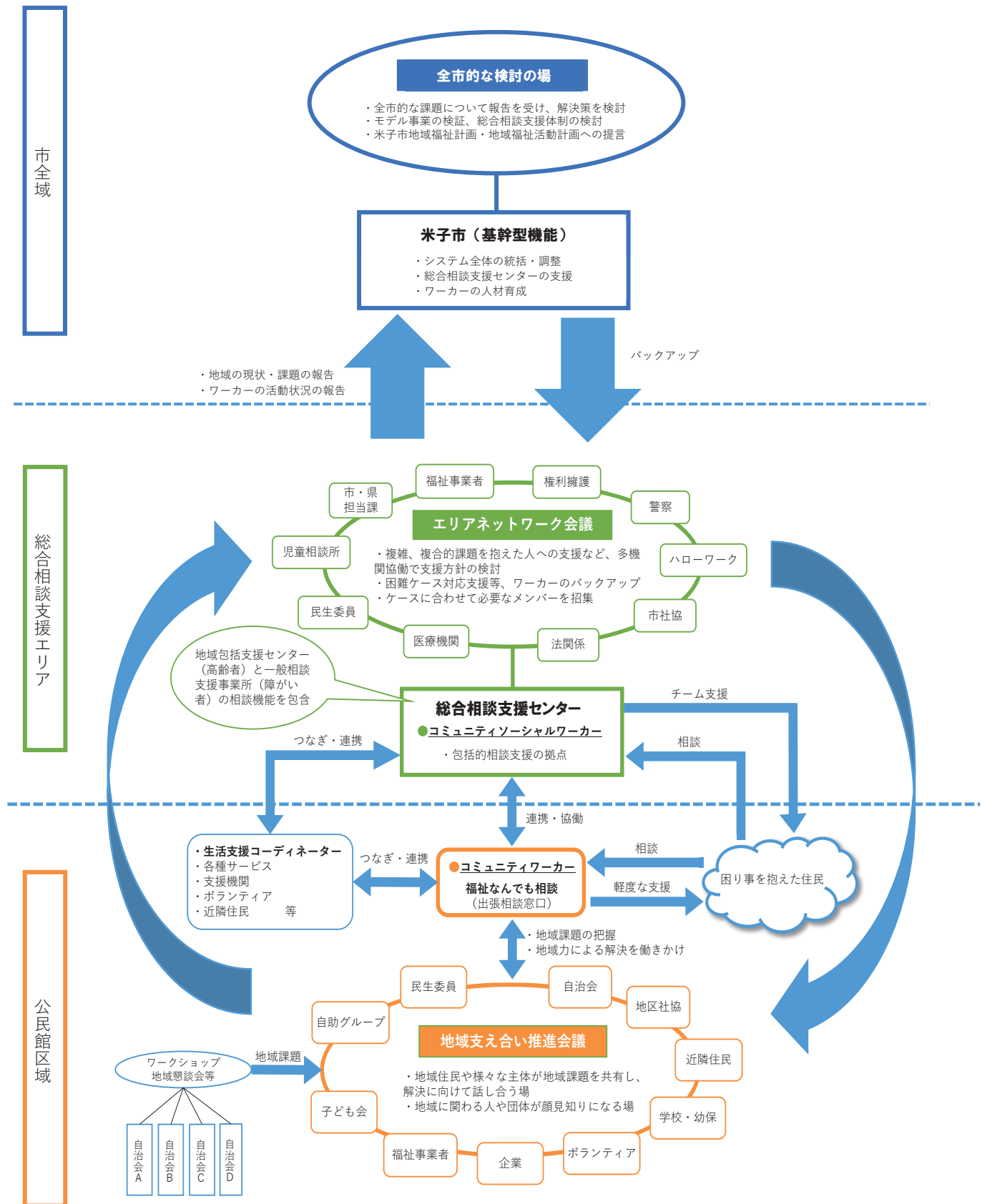
（福祉制度設計、政策決定、人材育成、各圏域のバックアップを行う圏域）

「地域支え合い推進会議」や「エリアネットワーク会議」で出た意見を集約し、全市的な政策として検討を行う場を設置します。

【重層的な福祉圏域のイメージ図】



【圏域ごとの総合相談支援体制のイメージ図】



5 計画の体系

本計画では、3つの基本目標ごとに基本計画を設定し、これらを実行することにより、誰もが安心して暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

【基本理念】	【基本目標】	【基本計画】
『ともに生き、ともに輝き、ともにつくる福祉のまち』	地域全体がつながり、支え合ふまちづくり	地域を支える住民活動・団体活動の促進
		官民協働・福祉以外の分野との協働
		地域福祉・住民交流の拠点の整備
		災害に備えた支え合い体制の構築
		自死に追い込まれない社会づくり
		地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり
		誰もが活躍できる環境の整備
	総合的な支援と適切なサービス提供の推進	総合的な相談支援体制の整備
		分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供
		適切で利用しやすい福祉サービスの提供
		虐待やDVから守るための支援
		権利擁護の推進
		心身の健康づくり・健康寿命の延伸
		居住・就労・移動手段の確保支援
	未来へつなげる人づくり	地域の人材発掘・育成
		福祉従事者の確保・育成
		福祉意識の啓発・福祉教育の推進

第4章 目標達成のための具体的な取組

第3章において、3つの基本目標と、それを達成するための基本計画について示しましたが、本章では、基本計画のさらに具体的な取組内容について、次のとおりまとめました。

個人や地域全体又は企業や関係機関等に期待する自主的な行動を

市民一人ひとり・地域 に期待すること

企業・事業者・団体 に期待すること

として示しています。

そして、これらが実行され、計画の目標が達成されるために、市と市社協が果たすべき責務を

市と市社協 の取組

として整理しています。

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(1) 地域を支える住民活動・団体活動の促進

誰もが安心・安全に暮らしていくことができる地域社会を構築するためには、地域住民による、自治会活動や民生委員・児童委員の活動、様々なボランティア活動などへの自主的な参加を通じて、地域の支え合いの基盤を整備する必要があります。

しかし、地域懇談会や地域福祉活動者へのアンケート調査では、地域福祉活動への参加者の中に、活動に対する負担感、やらされ感、マンネリ感を持ちながら、活動している人が多くいることがわかりました。その原因として、働き方や生活スタイルの変化、価値観の多様化等により、住民の地域福祉活動へ参加が少なくなったことで、活動の活性化や負担の分散が図られなくなったことが考えられます。また、これらの問題が、地域福祉活動に関するマイナスイメージにつながり、さらに住民の地域福祉活動への参加の妨げとなるという、悪循環も懸念されます。

そこで、すべての住民が、地域を支えている活動の意義や内容を理解し、興味を持つことができるよう、また、活動をしている人がやりがいや充実感を持って活動できるよう、働きかけや支援を行います。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・役員、活動者のなり手が不足している（地域懇談会）
- ・役員が高齢化、固定化している（地域懇談会）
- ・1人の人が重複して役を担っており、行事への参加・協力の機会が多い（地域懇談会）
- ・世代間の交流を活発にしたい（地域懇談会）
- ・活動している人や取組を知ってもらい、情報発信をする必要がある（地域福祉ワークショップ）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 自分の身近で行われている地域福祉活動に協力し、参加してみましょう。まずは、最も身近な地域福祉活動の主体である自治会活動に参加することから始めましょう。
- 身近な人に、地域福祉活動や地域行事への参加を呼びかけましょう。
- 自治会等、地域福祉関連団体は、地域福祉活動に無理はないか、誰かに負担が集中していないか、よりよい活動がないかなど、活動の在り方について、話し合ってみましょう。また、若い人や現役世代の人でも参加しやすいよう、地域福祉活動の内容や時間等を工夫しましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 他の団体に対して、協働を呼びかけましょう。
- 事業者や企業は、人材、金銭面の援助や施設の開放等で、積極的に地域の活動に協力しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
ボランティア団体の支援	●米子市ボランティアセンターを運営し、市民のボランティアに対する理解と関心を深める活動を行うとともに、ボランティア活動者への様々な支援を行うことで、ボランティア活動の活性化を図ります。 ●ボランティアコーディネート機能を充実させるとともに、個人・団体のボランティア育成や幼少期からボランティアの心を育めるような活動を推進することで、活動の裾野が広がるよう取り組みます。	市 市社協
地域団体ネットワーク形成のコーディネート	●地域で活動する様々な団体が、協働して地域課題の解決に取り組めるよう、団体のネットワークの形成をコーディネートします。	市社協
コミュニティワーカーの配置	●公民館区域で、地域福祉活動への住民参加の促進、活動の立上げ、他団体や行政との調整などを支援する専門職である「コミュニティワーカー」を配置します。	市 市社協
地域支え合い交付金の創設	●地域住民主体の地域福祉実践を促進するための財政的支援として、地域福祉活動の資金として幅広く活用できる交付金を創設します。	市
各種募金や寄附活動の促進・資金調達の支援	●市民や企業等に働きかけ、各種募金・寄附活動を促進するとともに、「福祉の地域づくり自動販売機事業³⁷」を推進するなど、住民活動や福祉団体活動に資する財源の確保に努めます。 ●様々な補助金や民間助成金制度、その他資金調達に関する情報を提供し、その申請事務等を支援します。	市社協
自治会の加入促進支援	●様々な機会を捉えて、自治会の役割や意義を市民に丁寧に説明し、自治会が行う加入促進に関する活動を支援します。	市
地区社会福祉協議会活動の支援	●地区社会福祉協議会の活動が活性化するように、地域で活動する団体や企業などと連携した取組を推進し、地区社会福祉協議会への参加促進を支援します。 ●住民による地域福祉活動を促進するために、地区社会福祉協議会に対し活動の支援や補助金交付による財源の支援を行います。 ●地区社会福祉協議会会長連絡会、在宅福祉員代表者連絡会の運営に協力し、米子市全体の地域福祉活動の在り方や実践方法について協議します。	市社協
福祉のまちづくりプランの推進	●地区単位の住民主体の地域福祉活動計画である「福祉のまちづくりプラン」の作成を推進し、地域に必要な福祉活動について住民同士で話し合い、取り組んでいくことを支援します。	市社協

37 福祉の地域づくり自動販売機事業：寄付型自動販売機の設置を促進する事業で、売上の一部が社会福祉協議会へ寄付される仕組み

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(2) 官民協働・福祉以外の分野との協働

地域における社会問題やニーズが多様化している中で、市が単独でそれらすべてに対応することは、非常に困難な状況にあります。そこで、行政と民間が協働して地域課題の解決に取り組んでいくことが求められます。

民間企業は、ニーズ把握から事業化までをスピーディーに進めていくことに長けており、自らの事業活動の経験を生かした柔軟な取組が可能ですし、民間企業が活躍することにより、新たな雇用の場を生む可能性もあります。

また、民間企業側にも、事業活動を通じて地域課題を解決することで、企業イメージの向上につながるメリットもあります。

このことから、市や市社協と、民間企業や福祉以外の分野の事業とが連携及び協働を図り、それぞれが持っている知見やノウハウ、ネットワークなどの得意分野を活かすことにより、効果的・効率的な地域課題の解決に努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・支援団体の運営に関する相談の場がない（児童・子育て支援団体）
- ・支援団体において寄附金や会費以外の運営資金の確保（企業スポンサー等）が必要（障がい者等の親の会）
- ・官民が互いの役割を理解し、役割を分担してほしい（地域福祉ワークショップ）

企業・事業者・団体 に期待すること

- 地域住民と連携し、地域の課題を、行政だけではなく、様々な業種の事業者や企業、各種団体とも共有し、解決に向けて一緒に考える機会を持ちましょう。
- 事業者や企業は、地域の課題をビジネスによって解決できないか、検討しましょう。
- 社会福祉法人は、その専門性やノウハウを活かした「地域における公益的な取組³⁸」を実施しましょう。

38 地域における公益的な取組：社会福祉法によりすべての社会福祉法人に課されている責務。地域の福祉ニーズ等を踏まえつつ、法人の自主性、創意工夫による多様な地域貢献活動が行われている。「社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならない」（社会福祉法第24条第2項）

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
ソーシャルビジネス ³⁹ ・ コミュニティビジネス ⁴⁰ への支援・連携	●ビジネスの観点・手法により、福祉的課題や地域課題の解決を図る民間の事業に対し、個人情報保護に十分配慮しつつ、市の保有するデータの提供や実証実験などで協力します。	市
S I B ⁴¹ の推進	●S I B（ソーシャル・インパクト・ボンド）の仕組みを導入し、民間事業者のノウハウを活用して福祉的課題や地域課題の解決を図ります。	市
大学その他各種学校との 連携	●鳥取大学、島根大学、YMCA等の各種学校と連携し、それぞれの知見を借りながら、福祉課題の解決を図ります。また、関西学院大学との連携協定事業を継続します。	市
社会福祉法人連絡会の充 実	●市内で事業を行う社会福祉法人が参加し、情報交換や意見交換を行う「米子市社会福祉法人等連絡会」を充実・活性化させ、社会福祉法人に求められる地域における公益的な取組を検討するとともに、法人同士の協働による福祉課題の解決に向けた取組につなげます。 ●社会福祉法人と様々な団体や企業の交流の機会を設けます。	市社協
えんくるり事業 ⁴² の推進	●県内の社会福祉法人が協働して生計困難者に対する相談支援事業を行う「えんくるり事業」へ参加し、相談支援体制の強化や資源開発に協力します。	市社協
事業者や企業への働きか け	●事業者や企業が、地域福祉活動に協力し、あるいは社会福祉に貢献するよう、積極的に働きかけるとともに、地域福祉実践者との仲介を行うなど、事業者や企業の地域貢献の機会の創出に努めます。	市社協

39 ソーシャルビジネス：貧困問題や環境問題などの社会問題に対して、ビジネスの手法を通じて解決を図っていく事業活動

40 コミュニティビジネス：「ソーシャルビジネス」のうち、地域的な課題に特化した事業活動

41 S I B：「ソーシャル・インパクト・ボンド」の略。官民連携の仕組みの一つで、行政機関が民間から調達した資金を使って、民間企業や法人に社会的課題の解決に資する事業を委託し、その成果に応じて資金提供者に報酬を支払う方式

42 えんくるり事業：鳥取県社会福祉協議会が中心となって、県内の複数の社会福祉法人が連携し、「地域における公益的な取組」として、深刻な生活課題や既存の制度の対象とならない事案の解決に向けた総合的な相談支援を行う事業

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(3) 地域福祉・住民交流の拠点の整備

住民同士が地域の課題を共有し、課題解決に向けて様々な活動に取り組むためには、誰もが気軽に立ち寄って、情報交換をしたり、住民や団体等が集まって共に地域福祉活動を行ったりする拠点が必要です。考えられる拠点としては、第一に「米子市民自治基本条例」により「身近な地域におけるまちづくりの拠点」として位置付けられている公民館がありますが、地域懇談会や計画策定委員会では、公民館について、「入りづらい」「自宅から遠いので、ほかにも使える拠点もあった方がよい」といった意見がありました。

このことから、公民館を誰もが利用しやすい施設にするとともに、集会所、隣保館、各種学校、空き店舗、民間施設など、地域の様々な社会資源を有効活用し、住民の身近なところに地域福祉・住民交流の拠点ができるように努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・公民館の機能を充実させたい（地域懇談会）
- ・公民館が誰にでも活用しやすい場所とすることが必要（地域懇談会）
- ・空家を活用してコミュニティの活動の場にしたい（地域懇談会）
- ・気軽に集まれる場、集会所がほしい（地域懇談会）
- ・生活サービスの場（コインランドリー、デパート、病院、薬局等）に交流スペースを設けてほしい（地域福祉ワークショップ）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 公民館や身近にある社会資源の有効活用について、地域の中で話し合ってみましょう。
- 地域の中で誰でも気軽に集まることのできる場所や機会をつくりましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や社会福祉法人等は、可能な範囲で、所有する施設等を住民の地域福祉活動を行うためのスペースや住民同士の交流スペースとして開放しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
公民館の有効活用	●公民館が、誰もが利用しやすい施設となるよう、施設設備及び運用方法について検討します。	市
空き家や空店舗の活用促進	●地域住民と連携を図りながら、空き家や空き店舗の把握に努め、地域福祉活動や住民交流の拠点整備に向けて、空き家や空き店舗の有効活用を促進します。	市 市社協
既存施設の活用促進	●障がい者の様々な活動の場である「地域活動支援センター ⁴³ 」や「米子市児童文化センター」などの福祉関連施設、児童館や学校などの地域との関わりが深い施設が、地域福祉活動や住民交流、多世代交流の拠点として活用できるよう環境を整えます。	市
コミュニティ施設整備費補助金 ⁴⁴ の交付	●集会所、スポーツ広場、放送施設等の新設、増改築等を行う自治会等に対し、「コミュニティ施設整備費補助金」を交付します。	市
事業者や企業への呼びかけ	●社会福祉法人や企業等に対し、社会貢献活動の一環として、地域組織や地域福祉団体の地域福祉活動のために、可能な範囲で所有する施設を開放するよう、協力を働きかけます。	市 市社協
地域の居場所づくりの推進	●「ふれあい・いきいきサロン活動」による高齢者の居場所づくりを推進し、介護予防の促進や個別課題の発見に努めます。 ●子ども食堂や子育てサークルなど、子育て中の親子や若い世代が参加できる住民交流の場づくりを支援します。 ●これらの居場所を結びつけることで、多世代の交流につなげます。	市 市社協

⁴³ 地域活動支援センター：障がい者に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設

⁴⁴ コミュニティ施設整備費補助金：市民による、自治会活動やコミュニティ活動の基盤となる環境作りの支援を目的に、コミュニティ施設（集会所、スポーツ広場、放送施設等）の新設、増改築等を行う自治会等に対し交付される補助金

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(4) 災害に備えた支え合い体制の構築

火災、地震、風水害などの災害が発生した場合に、被害を最小限に抑えるためには、市民の状況や特性に合わせて、迅速かつ的確な情報伝達や避難支援が行えるよう、市民と行政や関係機関が一体となって、地域防災力を強化していく必要があります。

そして、市民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識を高め、普段から災害に備えておくことと、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「互助」の意識の下、近隣の高齢者や障がい者等の避難支援について、地域住民同士の支え合いの体制を整えておくことが、非常に重要となります。

そのため、防災訓練や研修等を通じた市民の防災意識の啓発に取り組むとともに、日頃からの隣近所での声かけや見守り、避難場所や避難経路等の確認、災害発生時の支え合いの仕組みづくりを促進します。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・高齢者が増え災害時の避難が難しい（地域懇談会）
- ・自主防災組織がない（地域懇談会）
- ・防災活動を活発化させたい（地域懇談会）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 日頃から隣近所で声かけをするなど、顔が見える関係を築いておきましょう。
- 「支え愛マップ⁴⁵」の作成・活用を通じて、要支援者の情報や地域の危険箇所、避難場所、避難経路を住民同士で確認し、地域の避難支援体制を整備しておきましょう。
- 避難訓練に参加したり、非常用持ち出しバッグ、非常食、飲料水等を準備したりするなど、日頃から災害に備えておきましょう。
- 自分の力で避難することが不安な人は、そのことを隣近所に話しておくとともに、「災害時要援護者台帳⁴⁶」への登録を申請しましょう。
- 災害発生時には、自分の安全のためだけでなく、救助に来る人の安全のためにも、行政からの避難に関する情報に留意し、早めの避難を心がけましょう。

45 支え愛マップ：平常時の見守りや災害時の避難支援を目的として地域住民が主体的に作成する、支援を必要とする者及びその支援者の情報、避難所及び避難経路を盛り込んだ地図

46 災害時要援護者台帳：非常時における避難行動の支援を円滑に行うことを目的として、災害時要援護者（高齢者、障がい者等）の同意を得て必要な情報を登録した台帳。平常時から自治会、自主防災組織、消防団等の支援者に提供している。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や事業者は、災害発生時に、所有する施設等が福祉避難所⁴⁷や地域住民の避難所として活用できるよう、協力しましょう。
- 福祉事業者は、災害発生時に、市からの要請に応じて、高齢者や障がい者等の特性に合わせたケアや一般避難所から福祉避難所への移送、トリアージ⁴⁸等、その専門性とノウハウを活かして、市民の避難支援に協力しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
支え愛マップ作成・活用の促進	●各自治会に対し、支え愛マップの作成を働きかけ、マップ作成過程を通じた、地域の災害時避難支援体制の構築を促進します。 ●地域住民主体で行うマップの更新作業やマップを活用した避難訓練に対し、支援や助言を行う等、マップ作成後のフォローを行います。	市 市社協
福祉避難所の拡充	●企業や福祉事業者等に対し、「災害等の発生時における要配慮者の緊急受入れに関する協定書」の締結を働きかけ、福祉避難所の拡充に努めます。 ●福祉避難所運営マニュアルを更新し、福祉避難所における避難支援の在り方や避難者の特性に配慮した物資・機材の備蓄に努めます。 ●一般避難所において、福祉避難スペースを確保するなど、要配慮者に対する良好な環境の整備に努めます。	市
防災訓練の充実	●福祉避難所の開設・運営、一般避難所から福祉避難所への移送、一般避難所内の福祉避難スペースの設置等、災害時要配慮者の避難を想定した防災訓練を実施します。訓練には、市民の避難支援を行う福祉事業者に参加を呼びかけます。	市
災害時要援護者台帳の仕組みの見直し	●災害時要援護者台帳の在り方を見直し、効果的な活用方法や情報更新の仕組みを検討します。 ●台帳と支え愛マップとを組み合わせる活用することにより、より効果的な避難支援につなげます。	市 市社協
自主防災組織の結成促進	●組織未結成の自治会に対する働きかけを行うとともに、出前講座による防災知識や意識の普及啓発や防災士の育成に取り組みます。	市
災害ボランティア等の体制整備	●大規模災害発生時に開設する「米子市災害ボランティアセンター」運営体制の整備を行います。また災害ボランティアマニュアルの刷新を図ります。 ●全国の大規模災害被災地へ職員を派遣し、被災地支援を行うとともに、災害に対応できる職員の育成に取り組みます。	市社協

47 福祉避難所：災害発生時、一般の避難所では避難生活が困難な高齢者や障がい者等の特別な配慮を必要とする避難者のために開設される避難所。

48 トリアージ：緊急度に応じてケアや移送の優先順位を決めること。

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(5) 自死に追い込まれない社会づくり

自死は、その多くが社会的孤立、病気、過労、生活困窮、いじめ等、様々な要因が絡み合い、心理的に追い込まれて、正常な判断ができなくなってしまった末の死であると言われています。また、自死を考えている人は、何らかの兆候を発していることが多いと言われています。

このことから、本人の悩みに寄り添い、孤立させないことや周りにいる人たちが本人の異変に気づき、精神科医等の早期支援につなげることで、自死は未然に防ぐことができると考えられます。

一人ひとりの尊い命が自死によって失われることのないよう、自死を発生させない社会づくりに取り組みます。

●各種調査における地域や団体、計画策定委員からの意見

- ・行政窓口の対応時間を拡大してほしい（計画策定委員）
- ・それぞれの団体がつながり、切れ目のない相談対応をしてほしい（計画策定委員）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 自分の身近にいる人が、悩みを抱えていることに気がついたら、できる範囲で声かけをしたり、話を聞いたりしてみましょう。
- 自死のリスクがある人を発見した場合は、一人で抱え込まず、下記のところの相談に関する窓口相談しましょう。
- 自分自身が、精神的につらい場合や眠れない状態が続く場合は、かかりつけ医や専門の医療機関（精神科・神経科・心療内科など）や「いのちの電話⁴⁹」等に相談しましょう。
- 地域で孤立する人をつくらぬよう、誰でも参加できる交流の機会を持ちましょう。

【こころの相談窓口一覧】

相談窓口	電話番号	受付時間
鳥取いのちの電話	0857-21-4343	（365日）12時～21時
自殺予防いのちの電話	0120-783-556	（毎月10日）8時～翌日8時
米子市健康対策課	0859-23-5452	（平日）8時30分～17時15分
鳥取県西部総合事務所福祉保健局	0859-31-9310	（平日）8時30分～17時15分
鳥取県立精神保健福祉センター	0857-21-3031	（平日）8時30分～17時15分

49 いのちの電話：訓練を受けたボランティアが、様々な困難や危機にあって孤立したり、自死を考えている人に対し行っている電話相談活動

企業・事業者・団体に期待すること

- 自死のリスクがある人の支援について、「守り、支え合ういのちチーム⁵⁰」に協力しましょう。
- 企業や事業者は、従業員のメンタルヘルス対策に取り組みましょう。

市と市社協の取組

取組	内容	担当
自死に対する知識の普及啓発・ゲートキーパー ⁵¹ の養成	●公民館で行われる健康講座等、様々な機会を捉えて、市民、企業、事業者等、幅広く自死に対する知識の普及啓発活動と、ゲートキーパー養成研修を実施します。 ●相談支援業務を行う市の職員に対するゲートキーパー養成研修を実施します。 ●学校の児童生徒に対し、命の尊さを学び、辛いときや苦しいときに助けを求める力を育てるための教育を実施します。 ●中学生や高校生に対し、ゲートキーパーとしての役割が担えるよう、友人や家族の悩みに気づき、必要な支援につなぐ力を育てるための教育を実施します。	市
相談窓口の周知	●多くの人が目にする場所にパンフレット等の啓発物を設置し、心の健康や相談窓口について周知を図ります。	市
「守り、支え合ういのちチーム」による支援	●自死につながる可能性のある人を発見した場合は、自死予防の専門的知識のあるメンバーで構成される「守り、支え合ういのちチーム」が相談を受け、自死予防に関する支援を行います。	市

50 守り、支え合ういのちチーム：自死につながる可能性のある人を発見したとき、相談を受け、市役所内外の関係機関と連携して支援を行う、健康対策課の自死予防対策担当保健師を中心とした市役所の専門チーム

51 ゲートキーパー：専門性の有無に関わらず、自死の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることが期待される人のこと。

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(6) 地域課題の発見・共有・協働の仕組みづくり

本計画の策定過程において開催した地域懇談会では、参加者から、地域の課題や必要な取組について、いろいろな立場の人が話し合う機会の必要性を認識したとの意見が多数ありました。

地域課題の解決や支援を必要とする人の早期発見・早期支援のためには、近隣住民同士の見守りや民生委員・児童委員等の地域福祉活動を通じた「発見」を、地域に関わる様々な人や団体が「共有」し、住民の地域福祉活動や地域包括支援センター等の支援関係機関、行政、市社協等の「協働」につなげていくことが必要です。

そして、この一連の取組は、何か問題が起こってから対応するのではなく、未然に問題を防ぐという観点で実践していくことが重要となります。

これらを踏まえ、地域における様々な課題の発見・共有・協働の仕組みづくりや事前対応型の相談支援体制の構築に取り組みます。

●各種調査における地域や団体、計画策定委員からの意見

- ・独居高齢者で引きこもりがちな人がいる（地域懇談会）
- ・新築アパート等、どんな人が住んでいるか分からない（地域懇談会）
- ・見守り活動をする上で守秘義務の壁がある（地域懇談会）
- ・向こう三軒両隣の意識を持ち、用事を頼んだり助け合ったりしたい（地域懇談会）
- ・支援が本当に必要になる前の、予防に関わる取組が必要（計画策定委員）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 隣近所の、一人暮らしの高齢者などの心配な人の様子や地域の生活上の課題などに目を向けましょう。
- 地域の中で、地域の現状課題について話し合う機会を設けましょう。
- 心配な人や世帯を見つけたら、民生委員・児童委員や相談機関に連絡しましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 業務・活動中に、心配な世帯や人を発見したら、相談機関に連絡しましょう。
- 地域課題の解決に向けた関係機関のネットワークに参加協力しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
高齢者の見守り支援の充実	●在宅福祉員による地域の高齢者世帯の見守り援助活動を推進し、高齢者世帯の抱える困りごとの早期発見を図ります。	市 市社協
民生委員・児童委員と地域の見守り活動の連携促進	●民生委員・児童委員と在宅福祉員や地区少年指導委員 ⁵² 等による地域の見守り活動が、相互に補完し合い、課題を抱える世帯の情報が支援機関に届けられる仕組みを構築します。	市 市社協
地域団体のネットワーク形成の支援（再掲）	●地域に関わる団体が、地域課題の解決に向けて協働できるよう、ネットワークの形成をコーディネートします。	市 市社協
事業者による見守り活動の推進	●市内の住宅を訪問する事業活動を営む事業者の協力を得て、住民の日常生活の異常等を早期発見する体制を整備します。	市
個人情報の取扱いの検討	●課題を抱える世帯に対する多機関協働の支援を円滑にするため、個人情報について、プライバシー保護の側面と、個人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるときには例外的に利用することができる側面を、適宜バランスを取りながら、適切かつ有効な取扱いを検討します。	市
地域アセスメントによる課題の発見・共有	●住民参加によるワークショップやアンケート調査、地域に関する客観的指標や社会資源に関する調査・分析等を行うことにより、地域課題の発見・共有を図ります。	市社協
支え愛マップを活用した課題把握	●支え愛マップを災害時だけでなく、要支援者に対する日常的な見守り活動に活用し、困りごとの早期発見、解決に繋がるよう推進します。	市社協

⁵² 地区少年指導委員：関係機関、団体の推薦により市長が委嘱及び任命し、子どもの安心安全のために、地区ごとにまとまって街頭指導や子どもの見守り、安全パトロール、環境浄化活動等を行う。

基本目標1 地域全体がつながり、支え合うまちづくり

(7) 誰もが活躍できる環境の整備

その人の性別や人種、年齢、障がい等の個人的な特性、又は子育て、家族の介護等の生活の状況によって、当たり前前の生活ができなかったり、社会参加の機会が奪われたりすることが無いよう、社会全体で支えていく必要があります。

また、いつもは支援されることが多い高齢者、障がい者、子ども等が、あるときは支援する側に回るなど、可能な範囲で地域社会の中で活躍することは、その人の生きがいにつながり、自尊心の向上に良い影響をもたらすと同時に、地域の活性化につながることも期待できます。

このことから、すべての市民に、自分なりの生き方の選択権と、その人の特性に合わせて、「〇〇ができない」ではなく「〇〇ならできる」という視点で活躍の機会が提供されるように、環境整備に努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・障がい者の地域生活について、地域によって住民の理解に差が大きい（一般相談支援事業所）
- ・高齢者の力を地域で発揮できる場がほしい（地域懇談会）
- ・子ども会を核に、父母、祖父母、地域が一緒になって活動してほしい（地域懇談会）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 様々な心や体の特性を持っている人のことについて、理解を深めましょう。
- 誰もが当たり前前に生活するために何が必要か、考えてみましょう。
- 様々な活動の場において、参加者が「何ができないか」ではなく、「どんなことができるか」という視点で取り組みましょう。
- 子ども会やスポーツ少年団等は、積極的に地域福祉活動に参加し、子どもに地域貢献の喜びを経験させましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- ノーマライゼーション⁵³の理念の下、障がい者に対する合理的配慮の提供やその人の特性に合わせた環境整備に努めましょう。
- 障がい者の法定雇用率⁵⁴を遵守しましょう。

53 ノーマライゼーション：障がいの有無、年齢、性別などに関わらず、すべての人の人権が保障され、地域で平等に生活できることが普通の社会であるという考え方

54 法定雇用率：「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体が雇用しなければならない障がい者の割合

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
バリアフリー ⁵⁵ ・ユニバーサルデザイン ⁵⁶ の推進	●「バリアフリー法」及び「米子市交通バリアフリー基本構想」に基づき、高齢者や障がい者等に配慮した駅やバス停留所、歩道等の整備やノンステップバスの導入を推進するなど、誰もが安全・快適に公共交通を利用できる環境の整備に努めます。 ●「バリアフリー法」及び「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共建物は新築、増築、改修工事を機に、ユニバーサルデザインを取り入れた公共施設のバリアフリー整備に取り組みます。 ●既存の民間特定建築物（学校、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅その他多数の人が利用する建築物）のバリアフリー化を支援するため、整備を行う建築主に対し、整備費用の補助を行います。	市
合理的配慮の提供	●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、障がい者に対する差別的扱いの禁止と、合理的な配慮の提供に率先して取り組むとともに、社会全体での取組につながるよう、市民や企業に広く啓発を行います。 ●合理的配慮の提供は、障がい者のみならず、高齢者や妊婦等、配慮が必要と思われるあらゆる人を対象として取り組みます。	市 市社協
芸術・スポーツの場面での活躍の場の提供	●公民館祭、芸術祭、スポーツ祭など、様々な場面で、その人の特性に合わせた活躍の場を提供します。	市 市社協
優先調達の推進	●障害者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、障害者就労施設等から物品などの優先的な調達を推進します。	市 市社協
手話言語の普及推進	●「米子市手話言語条例」に基づき、手話言語の普及に資する取組や環境整備を行います。	市
ファミリーサポートセンター事業の実施	●住民活動による子育て支援として、会員同士が有償にて相互援助活動を行うファミリーサポートセンター⁵⁷事業を推進します。 ●住民の様々なニーズに対応できるよう、援助者の少ない地域を含め、会員増加への取組を図ります。	市 市社協

55 バリアフリー：心身の障がいなどがある人にとっての物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁が取り除かれた状態

56 ユニバーサルデザイン：障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方

57 ファミリーサポートセンター：地域の中で子どもを預かって欲しい人と子どもを預かりたい人が会員になって、相互援助活動を行う有償ボランティア制度。援助内容は、子どもの送迎や預かり、病児・病後児に対応など

取組	内容	担当
介護支援ボランティアの促進	●高齢者が楽しみながら、介護施設の補助者としてボランティア活動を行う「介護支援ボランティア制度 ⁵⁸ 」への参加を促進し、高齢者の介護予防や社会参加、生きがいのつくりにつなげます。	市
介護や見守りが必要な人及びその家族の支援	●認知症カフェ ⁵⁹ や地域活動支援センターの活動を通じて、本人やその家族の孤立を防ぎ、適切な情報提供や助言、必要なサービスへのつなぎを行うことにより、家族の心理的不安の軽減や生活の安定を図ります。 ●認知症の人や障がいのある人が自宅で安心して暮らせるよう、「認知症サポーター ⁶⁰ 養成講座」や「あいサポート研修」等を通じて、地域全体で認知症や障がいのことを理解し、見守ることができる体制づくりに取り組みます。	市

58 介護支援ボランティア制度：市内在住の65歳以上の高齢者が、介護施設などで話し相手、散歩の補助、草刈り、レクリエーションの手伝いなどのボランティア活動を行う制度。1時間程度の活動で1ポイントが付与され、1ポイント100円として、年間最大5,000円まで換金できる。

59 認知症カフェ：認知症の人とその家族、地域住民、専門職等、誰もが参加でき、認知症についての相談や学び、交流の場。通称「オレンジカフェ」

60 認知症サポーター：認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。

基本目標2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

(1) 総合的な相談支援体制の整備

【重点項目】

様々な困難を抱える人の支援は、問題が複雑化・深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期発見するとともに、それらの問題の背景を的確に捉え、複合化・複雑化した問題の場合は、その解決に向けて、世帯全体を視野に入れた包括的な支援に結びつけていくことが重要です。

そのためには、地域住民に身近なところで、地域の課題や個人の課題に関するあらゆる相談が受け止められ、適切な支援につなげていけるように、地域社会のすべての構成員や支援関係機関が、互いの立場の違いを越え、協働していく仕組みを構築する必要があります。

そこで、本市では、中長期的な施策として、次のようなゴールイメージを想定しながら、相談支援体制の整備を目指すこととし、体制整備に当たっては、当面、モデル事業や関係者を集めた推進会議を実施することにより、検討を重ねていきます。(体制の詳細は36ページ参照)

●各種調査における地域や団体、計画策定委員からの意見

- ・近隣の人とのつながり、交流が薄くなってきている(地域懇談会)
- ・支援が本当に必要になる前の、予防に関わる取組が必要(計画策定委員)
- ・サービスや制度について、何でも聞ける総合的な相談窓口が必要(障がい者等の家族会)
- ・総合的に相談でき、専門分野に振り分けてつなげる窓口を設置してほしい(地域包括支援センター)
- ・協働窓口を設けてほしい(地域福祉ワークショップ)

ゴールイメージ①

エリア分類と総合相談支援センターの設置

地理的要因や人口規模、現在の地域包括支援センターの配置等を勘案し、市内に7つ程度のエリアを定め、エリアごとに地域住民主体の活動支援と、個別課題の相談支援のための拠点となる、総合相談支援センターの設置を目指します。総合相談支援センターは、地域包括支援センターと一般相談支援事業所⁶¹の機能を兼ね備えたものとします。また、エリアごとの総合相談支援センターを統括する機能を有する機関により、人材育成、システム評価、米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画の進行管理を含む、地域福祉実践のマネジメントを行います。

ゴールイメージ②

コミュニティワーカーとコミュニティソーシャルワーカーの配置

エリアごとに設置された総合相談支援センターには、地域住民の生活課題に関する相談支援や住民主体の活動支援を行う「コミュニティワーカー」と、住民の複合化・複雑化した課題に対応して支援を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、双方が協働しながら、地域を基盤とした包括的かつ総合的な相談援助を行います。

61 一般相談支援事業所：障がい者の基本的な生活相談に加え、施設や病院等に入所・入院している人の地域生活への移行や、地域生活の継続に関する支援を行う事業所

ゴールイメージ③

重層的な福祉圏域の設定と、相談支援体制の整備

市内に「近隣・自治会の圏域」「公民館区域」「総合相談支援エリア」「市全域」の四つの段階的な福祉圏域を設定し、それぞれの圏域での役割と機能を発揮しながら、相互の圏域の連携を図ることによって、地域福祉活動や相談支援体制を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
モデル事業による実証実験の実施	●市内の複数の地域で、モデル的に以下の内容の事業を実施し、その事業効果を検証することで、新体制への移行のためのプログラムを策定します。 ①市社協にコミュニティワーカーを配置し、モデル地区において、地域の住民や団体、事業者等の多様な主体が交流し、協働体制の構築につながるとともに、住民向けの研修を行う地域福祉のプラットフォームとなる場や環境を整備します。そのために、まずは地区内の地域福祉活動の在り方や社会資源の状況を検証します。 ②コミュニティワーカーは、出張相談や民生委員・児童委員などの地域福祉活動者との連携等により、リスク要因をもつ家庭の状況の把握に努め、問題の発生・深刻化の防止に努めるとともに、地域の困り事を受け止め、コミュニティソーシャルワーカーと連携しながら、支援関係機関へのつなぎや地域住民同士の相互扶助による解決への導きを行います。 ③コミュニティソーシャルワーカーを配置し、多機関協働のネットワークを構築します。複合的な課題を抱えたケースに対しては、チームで支援を行います。 ④コミュニティソーシャルワーカーとコミュニティワーカーの研修プログラムを作成し、人材育成を行います。 ⑤「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を開催し、モデル事業の検証を行います。	市 市社協
総合相談支援センターの在り方の検討	●エリアごとに、地域住民や地域包括支援センター、一般相談支援事業所などの支援関係機関で構成される推進会議を設置し、総合相談支援センターの具体的な業務内容、人員、移行プロセス等を検討します。	市

(2) 分野横断的な支援・一体的な福祉サービスの提供

ひきこもりなどの社会的孤立の問題、自死の問題、生活困窮者の問題、犯罪をした者の再犯の問題などの「制度の狭間」に陥りやすい問題や8050問題、介護と育児のダブルケアなどの複合的な問題の解決のためには、分野別、年齢別に対象者が限定された、いわゆる「縦割り」となっている福祉制度の範囲を越えた、分野横断的な支援が必要です。

また、同一の事業所で一体的に介護保険と障害福祉のサービスを提供する「共生型サービス」のようなサービスは、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくなったり、年齢や特性の異なるサービス利用者同士が交流し、支え合うことで、互いに好影響がもたらされたりと、様々な面でメリットがあります。さらに、人材を有効活用することで、業務の効率化が図られますので、福祉専門職の人材不足解消にも効果的で、サービスの質の向上につながります。

このことから、(1)で述べた総合的な相談支援体制において、分野横断的な支援を実施するとともに、一体的な福祉サービスの提供を推進します。

●各種調査における地域や団体からの意見

- 行政機関の窓口は縦割りで多分野を把握していない現状がある（地域包括支援センター）
- 障がい分野と介護保険分野、双方の理解や情報交換のための機会がない（地域包括支援センター）
- 相談は生活全般にわたることが多く、根本の課題解決まで行き届かない（一般相談支援事業所）

企業・事業者・団体 に期待すること

- 各相談事業所は、相談者の抱える課題を幅広い視点で捉え、専門分野と異なる分野の課題であれば、行政、市社協、他事業者等との連携により、解決を図りましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
生活困窮者への支援	●「生活困窮者自立相談支援事業」により、経済的、社会的困窮者に対し、自立した生活に向かえるよう、伴走型の相談支援を実施します。 ●「フードパートナー事業⁶²」により、一時的に食事の確保に困っている世帯に対して、食料等を提供する生活再建に向けた支援を行います。また、食材・食品の提供者を募り、市民が互いに助け合う地域づくりを目指します。 ●「たすけあい金行⁶³」や「生活福祉資金貸付事業」を実施し、生活困窮者に対する経済的自立に向けた支援を行います。 ●日常生活の悩みや心配ごとについて相談に応じる一般相談と、法律問題について弁護士が相談に応じる法律相談を実施することにより、世帯の課題を把握し解決できるよう支援していきます。	市 市社協
子どもの貧困対策	●「米子市子どもの貧困対策推進計画」に基づき、子どもが安心して生活でき、豊かな経験を積むことができる環境づくりや貧困の連鎖を断ち切るための子どもの学力向上の取組を推進します。	市
支援会議 ⁶⁴ の設置検討	●生活困窮者自立支援法に規定されている「支援会議」について、地域ケア会議⁶⁵や要保護児童対策地域協議会⁶⁶等、ほかの会議との関係を整理した上で、設置に向けた検討を行います。	市
子どもに対する切れ目ない支援	●就学前の子どもや保護者への支援を小学校へつなぎ、就学後も適切な支援を行うため、保育施設と小学校の合同情報交換会の開催や「就学予定児引き継ぎシート」、「就学支援シート」により、就学先の小学校への情報提供を行います。 ●医療機関で発達障がいの診断を受けた子どもとその保護者に対する支援がスムーズに行われるよう、「こども総合相談窓口」と医療機関との連携を強化します。	市
地域福祉庁内検討会議の開催	●市の様々な分野の担当課で構成する「地域福祉庁内検討会議」を開催することにより、地域課題の共有化を図りつつ、分野横断的な施策展開へつなげます。	市
共生型サービスの推進	●新たに創設された共生型サービスが適切に提供されるよう、介護サービス事業者等に対し、運営等の基準や介護報酬の仕組み等について、必要な情報提供を行っていきます。	市

62 フードパートナー事業：市社協が実施する、市民、企業、商店等から食材・食品の寄附を募り、生活困窮者へそれらを提供する事業
63 たすけあい金行：市社協が実施する、生活保護申請者を対象に、保護決定後、第1回目の生活保護費が支給されるまでの間の生活費の貸付を行う事業

64 支援会議：市町村等が、生活困窮者の自立支援を図るために、関係機関等と情報交換等を行うために組織する会議

65 地域ケア会議：地域包括支援センターが、医療、介護等の多職種協働による高齢者個人に対する支援の充実と、それを支えるための資源開発や地域づくり等の社会基盤の整備とを同時に進めていくために開催する会議

66 要保護児童対策地域協議会：市町村が設置する、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）に関する情報の交換や支援を行うために協議を行う場

(3) 適切で利用しやすい福祉サービスの提供

公的福祉サービスが、必要な人に適切かつ安定的に供給されていくためには、様々な手段を講じて、制度やサービスに関する情報を必要な人に的確に届けることで、「知らないから受けられない」という状況をなくすとともに、そのサービスの利用に至るまでの手続きは、簡便かつ迅速で、誰もが利用したいときに利用しやすいものにしておかねばなりません。そして、様々な福祉サービスの内容が、利用者の状況に見合ったものになっているかどうか、又は量的な過不足がないかをチェックし、問題があれば是正していく仕組みを整えておく必要があります。このことは、福祉サービスの供給体制を持続可能なものにしていくための、行政のコスト管理の観点からも非常に重要です。

これらを踏まえ、様々な公的福祉サービスについて、適切で利用しやすいものになるよう、提供の在り方を見直します。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・IT化が進む一方で、高齢者が情報を得にくくなっている。(地域懇談会)
- ・活動の広報活動が不足している(サロン・交流の場)
- ・多世代に情報が伝わるよう、ソーシャルネットワークサービスなどを活用した情報発信が必要(地域福祉ワークショップ)

企業・事業者・団体に期待すること

- 福祉関連事業者は、利用者本位で、利用者に真に必要なサービスの提供を心がけましょう。
- 福祉関連事業者は、自らの提供するサービス内容や利用できる制度等について、利用者に分かりやすく説明し、担当の窓口を明確にしましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
地域ケア会議の充実	●地域包括支援センターが実施する「地域ケア会議」において、医療・介護などの多職種が協働し、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの点検・支援を行います。	市
対象者の特性に合わせた情報提供や申請手続きの配慮	●福祉サービスの提供に関して、障がい者や高齢者等を情報弱者にしないために、それぞれの特性に対応した情報提供やコミュニケーションの在り方を検討します。 ●福祉サービスの申請手続きについて、誰もが利用しやすいよう、方法や場所等について配慮します。	市
給付費の適正化チェック	●各福祉分野の公的サービス給付が、量・質ともに適正であるかチェックする体制を整備します。	市
サービス支給決定までの迅速化	●福祉サービスの申請から審査、支給決定までの一連の事務処理手順を見直し、迅速化を図ります。	市
精度の高い需給計画の策定	●各福祉分野の需給計画の精度を高め、適切な給付が行われるよう努めます。	市

(4) 虐待やDVから守るための支援

国の統計によると、2017年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談の件数は、13万3000件を超え、統計を取り始めた1990年度から27年連続で過去最多を更新しました。また、高齢者、障がい者に対する虐待やドメスティック・バイオレンス（DV）の相談件数も年々増えています。米子市内においても、これらの虐待やDVに関する相談件数は増加傾向にあります。

家庭内や施設内で起こる虐待やDVは、外部に発覚しにくく、対応が遅れた場合は、取り返しがつかない状況になる恐れがあります。また、虐待やDVが起こる背景として、子育てや介護の疲れ、経済的な問題、精神的な疾患、社会的孤立など、加害者が生活上の問題を抱えていることが多く、被害者のケアが最優先ではありますが、加害者に対する支援も非常に重要です。

このことから、被害者、加害者の双方がいつでも相談することができる仕組みを整備するとともに、SOSの声があがるのを受け身で待つだけでなく、専門機関が住民による見守り活動や様々な機関と連携し、住民の気付きをいち早くキャッチすることで、虐待の未然防止や被害者の早期保護につなげるよう努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・同居家族による虐待が増えている（地域包括支援センター）
- ・虐待等が疑われる場合など、相談先があればいい（児童・子育て支援）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 自分の周りで、「虐待かも」と感じたら、ちゅうちょせずに次に掲載している機関に通報・相談しましょう。虐待に関する通報は、「児童虐待防止法」、「高齢者虐待防止法」、「障害者虐待防止法」に定められた国民の義務です。
通報・相談は、匿名で行うこともでき、通報・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や事業者は、従業員に虐待防止に関する研修を受けさせましょう。特に福祉事業者は、施設内で虐待行為が発生しないよう、研修体制や職場環境を充実させましょう。
- 福祉事業者、医療機関等、業務上虐待を発見する可能性がある機関は、サービス利用者やその家族をよく観察し、虐待が疑われる場合や虐待に至るリスクがあると判断した場合は、すぐに通報しましょう。

虐待やDV等に関する通報・相談先

相談内容	通報・相談先	電話番号	受付時間	夜間・休日
児童虐待に関すること	米子児童相談所	189 (児童相談所 全国共通ダイヤル)	24 時間	
	米子市こども相談課 家庭児童相談室	0859-23-5176	8時30分～ 17時15分（平日）	0859-22-7111 （市役所代表）
高齢者虐待に関すること	米子市長寿社会課	0859-23-5155	8時30分～ 17時15分（平日）	0859-22-7111 （市役所代表）
	ふれあいの里地域包括支援センター （啓成・車尾・福生東・福生西・福米東・福米西）	0859-23-5798	8時30分～ 17時15分（平日）	緊急時は各センターにご連絡ください。
	義方・湊山地域包括支援センター （義方・明道・就将）	0859-23-6790		
	住吉・加茂地域包括支援センター （住吉・加茂・河崎）	0859-48-1365		
	尚徳地域包括支援センター （五千石・尚徳・永江・成実）	0859-26-6588		
	弓浜地域包括支援センター （彦名・夜見・富益・崎津・大篠津・和田）	0859-48-2330		
	箕蚊屋地域包括支援センター （巖・春日・大高・県）	0859-27-6500		
	淀江地域包括支援センター （淀江・宇田川・大和）	0859-56-1118		
障がい者虐待に関すること	米子市障がい者支援課 （障がい者虐待防止センター）	0859-23-5159	8時30分～ 17時15分（平日）	0859-22-7111 （市役所代表）
DVに関する こと	鳥取県西部福祉事務所 心と女性の相談担当	0859-31-9304	24 時間	
	米子市こども相談課 家庭児童相談室	0859-23-5138	8時30分～ 17時15分（平日）	

※ただし、生命や身体に関わる危険があるなど緊急事態の時は、ためらわず、直ちに警察や消防へ通報してください。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
通報先の周知徹底	●様々な機会を捉えて、市民に対し、虐待の通報先や子育てや介護等に関する相談先の周知を図ります。	市
関係機関の連携の充実・強化	●虐待予防・防止、早期発見、早期対応を図るため、米子市要保護児童対策地域協議会などの関係機関のネットワークや民生委員・児童委員を始めとする地域住民の見守り活動と、各種相談事業所等、虐待を発見し得る機関との連携の充実・強化を図ります。	市
関係機関への研修の実施	●児童虐待を未然に防止するため、米子市要保護児童対策地域協議会主催の児童虐待に関する関係機関向けの研修会を実施します。	市

基本目標 2 総合的な支援と適切なサービス提供の推進

(5) 権利擁護の推進

認知症や知的障がい、精神障がい等により、自分の生活に必要な福祉サービスを始めとする様々な契約について判断したり、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行うことが困難になっている人がいます。

高齢化の進行や障がい者の地域移行が進められていくことで、今後地域の中でこれらの人たちが増えていくことが予想されますが、このような生活上の困難があっても、地域の中で尊厳を保ちながら安心して暮らすことができるよう、行政や関係機関が連携して、成年後見制度を始めとする、権利擁護や意思決定に関する支援を行う体制を強化していく必要があります。

また、症状が進行していく認知症などの場合は、利用者の判断力がある程度残っている段階でこれらの支援につなぐことにより、本人の意思を尊重しながら、一緒に今後の生活を考えていくことができますので、早期に支援につなげていくための周りの人のサポートや制度の周知も非常に重要です。

これらを踏まえ、権利擁護の推進に取り組みます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・身寄りのない人の身元保証人ができるところがない（権利擁護支援）
- ・困難事例や金銭的課題のあるケースに対する後見人のなり手が不足している（権利擁護支援）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 人権学習等に参加し、基本的人権尊重の意識を高めましょう。
- 権利擁護の支援が必要な人がいた場合は、民生委員・児童委員や相談機関に連絡しましょう。
- 権利擁護支援に興味関心のある人は、市民後見人⁶⁷養成講座を受けることで、市民後見人として活動することができます。
- 誰でも、いつ、大きな病気やケガにより、命が危険な状態に陥るかわかりません。そのような状況になったときに、どのような医療やケアを受けたいか、人生の最期をどう過ごしたいかということを、日頃から信頼できる人に伝えておきましょう。また、「もしもの時のあんしん手帳⁶⁸」を活用し、自分の気持ちを記入しておきましょう。

67 市民後見人：弁護士や司法書士などの資格はもたないが、講習等で成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた親族以外の市民による後見人のこと。弁護士などの専門職後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約などを代行する。

68 もしもの時のあんしん手帳：病気や認知症、事故、加齢などで自らの意思を伝えることができなくなる場合に備え、自分の望む療養を受けるため、医療や介護の希望などを書いておく手帳。市役所を始め、老人福祉センター等各施設の窓口を設置しているほか、イベント時や相談対応時に配付している。

企業・事業者・団体に期待すること

- 福祉事業者、医療関係者は、権利擁護の支援が必要な人を把握したときは、適切な機関につなげましょう。
- 企業や事業者は、従業員の研修に、人権の擁護に関するテーマを取り入れましょう。

市と市社協の取組

取組	内容	担当
市民後見人の養成	●「一般社団法人権利擁護ネットワークほうき」による市民後見人養成講座の開催を通じて、市民後見人の養成・育成を図ります。 ●市民後見人が安心して活動できるよう、活躍の場となる権利擁護に関する事業において、活動に対する相談体制を整えます。また、市民後見人を対象としたフォローアップ研修を実施し、知識の向上やモチベーションの維持を図ります。	市
法人後見事業 ⁶⁹ の検討	●法人後見事業の実施について、組織体制等の研究・検討を行います。	市社協
成年後見市長申立ての推進	●成年後見制度の利用が必要と思われる人に対し、市長による後見人専任の申立てや成年後見制度利用支援事業による支援を行うことで、権利擁護を図ります。	市
日常生活自立支援事業の実施	●日常生活に不安のある高齢者や障がい者等（知的障がい、精神障がい）が、住み慣れた地域、施設や病院などで安心して生活できるよう、日常生活自立支援事業による福祉サービスの利用支援や金銭管理の支援等を行います。	市社協

⁶⁹ 法人後見事業：社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人等になり、個人の成年後見人等と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う事業。法人の職員が法人を代理して成年後見制度に基づく後見事務を行う。

(6) 心身の健康づくり・健康寿命の延伸

すべての市民が健康でいきいきとした生活をおくるためには、健康を個人の問題と捉えるのではなく、市全体の課題として捉え、様々な地域資源を活用した取組の中に、健康づくりや介護予防の視点を盛り込みながら、効果的・効率的な活動として取り組んでいく必要があります。その上で、市民一人ひとりが自分の健康に対する意識を持ち、積極的にこれらの活動に参加したり、あるいは各種健康診査や検診を受診したりすることが求められます。

これらの社会全体を巻き込んだ健康づくりや介護予防の活動の推進していくことで、人が健康で活動できる期間が長くなり、平均寿命の差が少なくなる「健康寿命の延伸」につながり、医療費や介護給付費の削減や介護離職による労働力不足を防ぐ効果も期待できます。

このことから、市全体で市民の健康につながる取組を推進し、健康寿命の延伸を目指します。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・運動を促進するためのイベントをしたい（地域懇談会）
- ・認知症を予防する活動が必要（地域懇談会）
- ・介護予防の取組を活性化したい（地域懇談会）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 自分の健康に関心を持ち、健康づくりに関する活動に参加しましょう。
- 公民館活動やふれあい・いきいきサロンに参加することで、介護予防や健康増進に努めましょう。
- 定期的に、各種健康診査やがん検診等の検診を受診しましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業、事業者は、時間外労働の削減、有給休暇の取得促進、健康診査の受診勧奨、メンタルヘルス対策等、従業員の心身の健康に配慮した経営を行いましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
各種健康診査や検診の啓発・周知	●保健推進員⁷⁰や医療機関と連携を図り、各種健康診査やがん検診等の必要性や受診方法等に関する情報発信を行うとともに、受診勧奨を行います。 ●働き世代の受診の機会を広げるため、医師会等と連携を図りながら、休日検診、セット検診⁷¹を行います。 ●職域との連携を強化し、職域で健康診査や検診を受ける機会がない人に対する働きかけを行います。	市
地域診断 ⁷² の実施	●保健師とコミュニティワーカーや地域住民との連携による地域診断を実施し、地域の特性に合わせた保健活動につなげます。	市
こころの広場 ⁷³	●自宅に引きこもりがちな精神障がい者の社会参加促進のための「こころの広場」を実施します。	市
生活習慣改善への支援	●健康相談、まちの保健室⁷⁴、いきいき健康ライフ教室⁷⁵等、各種健康教室の機会を利用し、大学や医療機関等と連携しながら、市民一人ひとりに合わせた生活習慣改善について支援します。	市
食生活改善への支援	●食生活改善推進員⁷⁶と連携を図り、各公民館で伝達講習会を実施するなど、健全な食生活の実践の大切さを広く市民に普及します。 ●生活習慣病予防のため、講習や調理実習などを通して健全な食生活に関する情報提供や啓発、その他栄養相談、指導を行います。	市
ふれあい・いきいきサロンの充実	●ふれあい・いきいきサロン活動にて行う介護予防の取組について、情報提供や講師派遣などの支援を行うことで高齢者の健康づくりを促進していきます。 ●サロン世話人研修会を開催し、世話人同士の交流や連携を図るとともに、活動内容についての助言や介護予防活動を紹介する等サロン活動の充実を図ります。	市社協
認知症予防の推進	●短期集中サービスによる認知症予防プログラムにより、要介護状態になることの予防若しくは状態の軽減を図り、地域での自立した生活を支援します。 ●公民館祭等、様々な機会を捉えて、タッチパネル式コンピューターによる「物忘れ相談プログラム」を用いた認知症の簡易検査を行い、必要な人はその後の支援につなげます。	市
フレイル予防の推進	●地域において、運動機能向上のためのトレーニング等に継続的な取組や噛む機能、飲み込む機能の低下や滑舌が悪くなる「オーラルフレイル」を予防するための取組を推進します。	市

70 保健推進員：地域の健康づくりや病気予防に関する活動を行うボランティア

71 セット検診：複数の検診を同日に受けられる検診

72 地域診断：対象地域についての客観的指標やきめ細かい観察を通して、住民の健康状態や生活環境の実態を把握し、地域において取り組むべき健康課題を明らかにすること。

73 こころの広場：精神障がい者の社会参加を促進するために、月に1回実施している、レクリエーション等の交流活動の場

74 まちの保健室：鳥取大学医学部と連携し、公民館、集会所等で健康、生活習慣病改善を目指した健康教室、健康相談を実施する事業

75 いきいき健康ライフ教室：健診結果で、脂質・血圧・血糖値・肥満のいずれかが要指導だった40歳から64歳の市民を対象に、体力測定、ストレッチ等の実技、個別の運動・栄養処方、健康講義などを実施する事業

76 食生活改善推進員：食を通して地域の健康づくりを行うボランティア

(7) 居住・就労・移動手段の確保支援

地域の中には、高齢、障がい、病気、困窮等、様々な事情で、居住や就職等の生活基盤が安定せず、不安を抱える人がいます。今後、高齢者数の増加が予想され、障がい者の地域移行・地域定着の推進が図られる中、すべての市民ができる限り自立した生活を送り、いきいきと活躍するために、その人に合った居住や就労の確保の支援をより一層充実させる必要があります。

また、自立した生活を送るために、近年特に課題となっているのが、移動手段の確保の問題です。高齢者等を中心に、地元小売業の廃業等により、食料品・日用品の購入や通院に不便や苦勞を感じる方が増えてきており、社会的な問題となっています。地域懇談会においても、特に南部地区や弓浜地区では、交通手段が少ないために、買い物や通院に不便を感じているとの意見が多数ありました。

これらを踏まえ、その人の特性に合わせて、自立した生活に向けた居住・就労・移動手段の確保の支援に取り組みます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・公共の交通機関が少なく不便（地域懇談会）
- ・車が無いと日常生活が成り立たない（地域懇談会）
- ・地域ボランティアによる移動支援をしたい（地域懇談会）

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や事業者は、障がいや精神疾患等の事情により、すぐに一般の就労をすることが難しい人の社会参加の促進のため、中間的就労に資する社会事業に協力しましょう。
- 企業や事業者は、障がい者や高齢者の特性を正しく理解し、専門の相談機関と相談しながら、就労の促進に協力しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
あんしん賃貸支援事業 ⁷⁷ へのつなぎ	●各相談窓口で住居確保に関する相談があった場合は、相談者に寄り添いながら住居確保の支援を行う「あんしん賃貸相談員」へつなぎます。	市
高齢者の就労支援	●高齢者が就労によって、地域社会において健康で活躍し続けることができる、生涯現役社会の実現を目的に、高齢者の雇用・就業機会の開拓とマッチングを図ります。	市
障がい者の就労支援	●特別支援学校の生徒について、学校、相談支援事業所、就労する事業所等と連携し、卒業生の就労及び定着を支援します。 ●事業所（企業）の障がいに対する正しい理解の促進と障がいのある人の受入・職場定着の促進に向け、ハローワーク等の関係機関との連携を強化します。	市
障がい者雇用の促進	●企業における障がい者雇用の促進を図るため、ハローワークにおける雇用拡大や企業開拓の取組との連携を図ります。	市
ひとり親家庭に対する自立支援	●ひとり親家庭の父母の自立に関する相談に応じ、相談者の意向や生活状況、職歴などを把握して、相談者の実情に応じた自立支援プログラムを作成します。 その後、ハローワークと連携し、就職や転職がしやすくなるようきめ細かい支援を行います。	市
福祉有償運送 ⁷⁸ の実施	●NPO法人等が事業主体となる「福祉有償運送」について、福祉有償運送運営協議会において事業の必要性を検討するとともに、必要に応じて指導・助言を行い、安全かつ適正な事業実施を図ります。	市
障がい者のタクシー料金の助成	●重度の障がいのある人に、社会参加を支援するため、福祉タクシー利用券を交付し、タクシーの初乗り料金相当額を助成します。	市
高齢者の移動支援	●高齢者の通院、買い物等の移動手段を確保する方策について、住民活動等ボランティアによる支援も含めて検討していきます。	市 市社協
生活困窮者への支援	●生活困窮者自立支援事業により経済的、社会的困窮状態にある人に対し、住まいの確保や就労に関する支援を行います。	市 市社協

77 あんしん賃貸支援事業：専任のあんしん賃貸相談員が、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、低所得者等の賃貸住宅等への入居を希望する人の相談を受け、入居を支援する事業

78 福祉有償運送：身体障がい者や要介護者など、単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な人に対して、NPO法人等が、自家用自動車を使用して行う個別有償運送サービス

基本目標3 未来へつながる人づくり

(1) 地域の人材発掘・育成

地域福祉を推進していくためには、地域福祉の担い手となる人材が必要です。しかし、地域福祉活動者へのアンケート調査や地域懇談会では、民生委員・児童委員や在宅福祉員等の地域福祉の担い手の高齢化や固定化を問題視する意見が数多く寄せられ、地域の重要な課題であることがわかりました。

地域の中には、地域福祉活動の担い手としての様々な能力を持ちながら、地域福祉に縁がなく、その能力が活用されていない人材が埋もれていたり、地域福祉活動に携わっている人の中にも、更なる活躍が期待できる人材が存在したりすると考えられます。そして、そのような人たちが発掘・再評価され、地域福祉の担い手やリーダーとして活躍することで、地域福祉活動の活性化につながります。

そこで、人材発掘のため、広く地域住民に対し、地域福祉への興味や関心が湧くような働きかけを行うとともに、意欲がある人が地域で活躍できるよう、各種講座や研修の機会を提供し、地域福祉活動者の人材育成に取り組みます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・地域活動リーダーの養成が必要（地域懇談会）
- ・地域の役員や活動者の役割について学ぶ機会がほしい（地域懇談会）
- ・スキルを持っている人の活用政策が必要（地域懇談会）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 市や市社協が行う各種講座や研修に積極的に参加してみましょう。そして、そこで得た知識や技術を、地域福祉活動に活かしてみましょう。
- 趣味や特技を活かして、地域活動への参加を心がけましょう。
- 周りに地域活動へ参加してもらえる人がいれば、積極的に声をかけ、活動者の輪を広げましょう。
- 一部の人に負担が掛からないよう、役割を分担することで活動へ参加しやすくしましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や事業所は、従業員が地域福祉活動やボランティア活動に参加しやすいよう、職場の環境を整えましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
人材発掘・地域福祉活動への参加促進	●地域住民と連携し、地域福祉活動の新たな担い手として、またはリーダーとして活躍が期待できる潜在的な人材の発掘を支援します。 ●若い世代に向けて地域福祉活動についての情報を発信し、活動への興味が湧くよう働きかけます。	市 市社協
地域福祉活動やボランティア活動に関する講座や研修の実施	●地域住民に対し、地域福祉活動やボランティア活動の実践に関する講座や研修を実施します。 ●ボランティア活動を始めるきっかけとなり、活動者が増加するよう、ボランティアセンターの事業の内容の充実を図ります。	市 市社協
市職員・市社協職員の地域福祉活動の推奨	●研修等を通じて、職員に対して地域貢献の意義や必要性を伝え、職員の「地域デビュー」を働きかけます。 ●職員が地域福祉活動に取り組みやすい職場環境の整備を図ります。	市 市社協

(2) 福祉従事者の確保・育成

高齢化の進展や個人の働き方や生活スタイルの変化に伴い、今後ますます福祉サービスに対するニーズの増大・多様化が見込まれ、介護職や保育士等の福祉職従事者の量的確保が大きな課題となっています。しかし、福祉関連職（介護職、保育士、相談支援員等）の有効求人倍率は全職種に比べて高い状態が続いており、福祉分野が人材不足の状況にあることがわかります。その結果、福祉サービスの提供に支障が生じており、事業者間での人材の取り合いにもつながっていると言われています。福祉関連団体等へのインタビュー調査においても、人材不足を課題とする団体が多くありました。

また、社会的孤立や複合的な問題など、解決が困難な問題に対応するためには、問題を総合的に捉え、適切な支援をマネジメントする能力や専門的な相談援助技術を有する人材が求められ、これらの視点で、福祉職従事者の質的向上を図っていくことが重要となります。

そこで、各種学校への働きかけ等により、福祉人材の確保に取り組むとともに、高度な知識や技術を持つ人材を育成するための体制整備に努めます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・長期間の支援、ケースも多いため人材が不足している（サロン・交流の場）
- ・支援者がボランティアのため負担が大きい（サロン・交流の場）
- ・専門性のある支援者の質の確保が必要（障がい者等の家族会）
- ・就職前の学生が県内で活動している方の声を聴く機会が必要（地域福祉ワークショップ）

企業・事業者・団体 に期待すること

- 福祉事業者は、従業員の離職を防止し、また、就職先として選ばれるよう、働きやすい職場環境の整備に努めましょう。
- 福祉事業者は、学生の研修やインターンシップに積極的に協力しましょう。
- 福祉事業者は、従業員のキャリアパスを明確にし、モチベーションの維持や資質向上に努めましょう。
- 福祉事業者は、従業員のスキルアップのために、研修の機会の提供や資格取得のサポートを行いましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
福祉職経験者等の発掘・育成	●資格を有している人、又は職業経験がある人が福祉職に復帰しやすいよう、研修や職場体験等をあっせんします。	市 市社協
大学や各種学校との連携	●大学・専門学校の学生等、福祉、医療の専門資格取得を目指す人の実習やインターンシップを積極的に受入れ、地域で活躍できる人材の育成を支援するとともに、福祉職のやりがいを伝えます。 ●学生を対象に、福祉職に関するアンケート調査を実施し、学生獲得の参考とします。	市 市社協
相談援助技術を有する専門職の育成	●大学や福祉事業者と連携を図り、各分野の相談支援員が合同で参加する研修等を開催し、相談援助技術を有する人材の育成を目指します。	市
子どもの貧困対策に資する人材の育成	●子どものために活用することを目的として、米子市が個人から受領した寄付金を原資とする「福祉基金」を活用し、子どもの学習支援に関するコーディネーターを設置するとともに、その人材育成に取り組みます。	市
U・Iターン ⁷⁹ の促進	●市外の若者に市内の企業情報を発信することでU・Iターン就職を促進し、労働市場における人材確保を目指します。	市

79 U・Iターン：Uターンとは、進学や就職などの理由で一旦出身地を離れた後、再び出身地に戻って就職又は転職すること。Iターンとは、出身地以外の場所に就職又は転職すること

(3) 福祉意識の啓発・福祉教育の推進

地域福祉を活性化させ、推進していくためには、今まで地域福祉にあまり関わりがなかった人や若い世代の人を巻き込み、地域福祉活動の新たな担い手として活躍してもらうことが理想的です。しかし、実際には、仕事や子育て、介護等、様々な事情により、地域福祉活動に参加したくてもできない人がたくさんいます。このような人たちには、地域福祉活動への参加を求めるだけではなく、日常生活の一場面において、その人のできる範囲で、周りの人や地域に対する気遣いや思いやりの行動をとってもらうよう働きかけていくことが重要です。一人ひとりの力は小さくても、たくさんの人がそのような行動をとることによって、地域を住みやすくする大きな力になります。

そのためには、幼少期から成人に至るまでのすべての市民に対し、それぞれの段階に合わせて、誰もが地域で幸せに暮らすために必要なことに気付く機会や自ら学ぶ機会が提供されなければなりません。

そこで、学校教育や社会教育と連携しながら、学童期から成人に至るまで、幅広く、長期的な視点を持って、住民への福祉教育や学習機会の提供に取り組むとともに、地域交流の場や地域行事等、様々な機会を捉えて、地域への愛着や地域福祉の心が芽生えるよう働きかけます。

●各種調査における地域や団体からの意見

- ・若い人が少なく、地域活動への参加も少ない（地域懇談会）
- ・自治会と子ども会が協働した活動を増やしたい（地域懇談会）
- ・地域と子どもの行事を強化し、学校と連携したい（地域懇談会）
- ・市の広報で、地域のつながりが子どもたちの大切な体験になることを知らせてほしい（地域懇談会）

市民一人ひとり・地域 に期待すること

- 家庭で子どもに福祉のことを知る機会を与えたり、子どもにボランティア活動を体験させたりするなど、家庭内教育を通じて子どもの豊かな心を育みましょう。
- 公民館で行われる各種講座に参加するなど、学習の機会を持ちましょう。

企業・事業者・団体 に期待すること

- 企業や事業者は、福祉は誰にでも関わる可能性のあることを踏まえ、従業員に研修を行うなどにより、福祉学習の機会を提供しましょう。

市と市社協 の取組

取組	内容	担当
福祉や人権に関する研修会の実施	●公民館で実施する講座において、人権に関すること、又は福祉や地域への愛着を育むようなテーマを設定し、住民に働きかけます。 ●住民を対象に、地域福祉活動への関心や意欲を高め、又は高齢や障がいへの理解を深める研修会等を実施することで、住民の福祉意識の啓発を推進します。 ●小・中学校の教職員に対して実施する人権教育研修において、福祉に関する内容を取り扱うことで、教職員の福祉意識を高めます。	市 市社協
顕彰の実施	●社会福祉事業の推進に功績のあった個人、団体に対し、「米子市社会福祉大会」等において表彰を行うことで、活動への意欲を高めるとともに住民の福祉意識の啓発に繋がります。	市 市社協
地域福祉活動の普及啓発	●広報誌「よなご社協だより」の発行、ホームページ等を活用し、各地区の地域福祉活動や市社協の活動を周知することで住民の福祉への理解や関心を深めていきます。	市 市社協
各種学校と連携した福祉教育	●児童、生徒が身近な地域に愛着を持ち、また福祉の心を育めるよう、小学校及び中学校の「総合的な学習の時間」や「特別活動」などの学習において、米子市の福祉部局や市社協が協力し、福祉学習の機会を提供します。 ●福祉教育の推進に資するため、「全小・中・特別支援学校福祉教育推進研究協議会」と連携し、福祉教育実践記録集を発行します。	市 市社協

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画に掲載している活動や取組を着実に推進していくため、市と市社協は協力して進捗管理を行っていきます。

(1) 計画の周知及び地域課題の把握

本計画について市民や住民団体、福祉関連団体、企業等に知ってもらい、計画の理念や目標の共有を図っていくために、様々な機会を活用して、本計画の周知に努めます。また、地域住民が参加する懇談会やワークショップ、「地域支え合い推進会議」の開催を積み重ねることで、地域の福祉課題を明らかにするとともに、「エリアネットワーク会議」や全市的な検討会議を通じて、福祉課題に対応するための相談支援の在り方等を検討します。

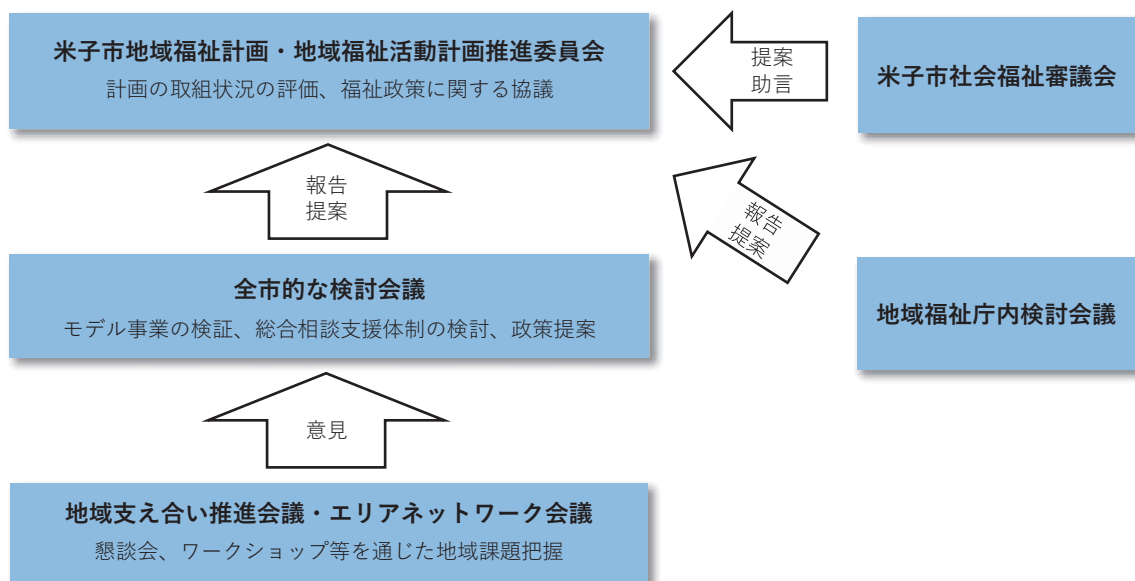
(2) 「地域福祉庁内検討会議」の開催及び福祉分野の各個別計画の検討

市の福祉保健部及び関係部署で構成された「地域福祉庁内検討会議」を開催し、本計画に関連する各部署の取組状況の確認を行うとともに、新たな課題への対応について協議します。また、福祉分野の各個別計画の検討に際しては、上位計画である本計画との整合を図ります。

(3) 「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」及び「米子市社会福祉審議会」の開催

「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」を開催し、計画の取組状況や地域福祉の推進に向けた方向性について評価・検討を行います。また、重要な課題等について、より深い検討が必要な場合は、適宜「米子市社会福祉審議会」の審議に付します。

「米子市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」及び「米子市社会福祉審議会」の議論の内容は、市ホームページで公開します。



2 PDCAサイクルによる進行管理

本計画の進行管理に当たっては、P（Plan：計画）・D（Do：実行）・C（Check：点検）・A（Action：見直し）を繰り返す「PDCAサイクル」を取り入れ、毎年度計画の進捗状況の点検、施策の効果の検証を行うとともに、新たな課題を把握し、必要に応じて効果的に計画の見直しを図っていきます。

